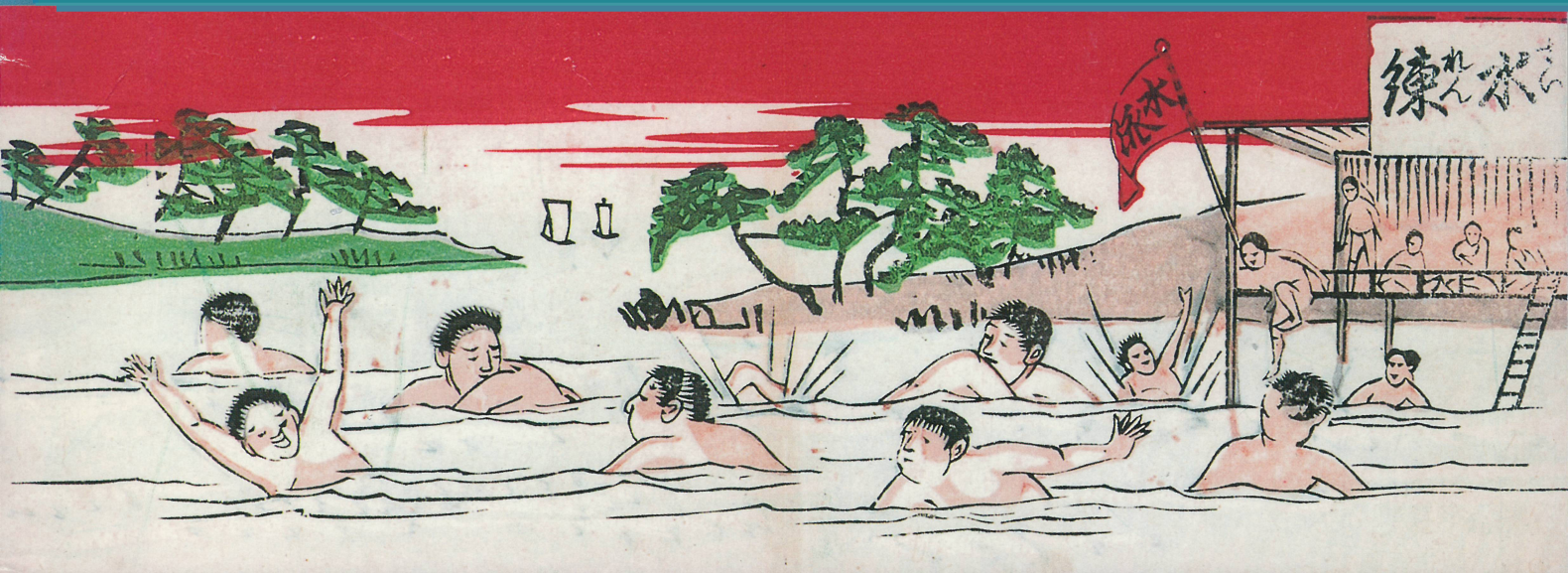


Journal of
North East Asian Society for
History of Physical Education
and Sport
Vol. 1999

東北アジア体育・ スポーツ史研究



東北アジア体育・スポーツ史学会

東北アジア体育・スポーツ史研究
第3号

目次

〈原著論文〉

1922（大正11）年文部省主催運動体育展覧会の体育・スポーツ史的意義に関する研究
.....橋本美湖（1）

日本における制度用語としての「体錬」に関する一考察
.....崎田嘉寛（9）

〈研究資料〉

旧東ドイツスポーツ関係者の言説—インタビュー調査を中心として—
.....寶學淳郎（14）

2017年7月31日

東北アジア体育・スポーツ史学会

(North-eastern Asian Journal of the History of Physical Education and Sport)
Number 3

Contents

Originals

A study on the historical significance of the exhibition of sports and physical education under the auspices of the Ministry of Education in 1922
.....Miko Hashimoto（1）

A Study of “Tairen” as a Term for an Administrative System in Japan
.....Yoshihiro Sakita（9）

Research Report

The Accounts of the Person concerned with former East Germany sports : An Interview – Focused Investigation
..... Atsuro Hougaku（14）

31st July 2017 Edited by
North-eastern Asian Society of the History of Physical Education and Sport

1922 (大正 11) 年文部省主催運動体育展覧会の 体育・スポーツ史的意義に関する研究

橋 本 美 湖*

A study on the historical significance of the exhibition of sports and physical education under the auspices of the Ministry of Education in 1922

Miko Hashimoto *

Abstract

This study is intended to consider the significance of the exhibition of sports and physical education held in 1922.

At first, the exhibition was re-constituted by investigating exhibitors, exhibits, attached events, etc.. Then they were classified and considered from six viewpoints, the West, military affairs, the Imperial Household, women, Industry, and science.

In conclusion, it can be said that the exhibits and attached events showed the historical tendency of the following time, and therefore the exhibition is a very important material in the historical study of physical education and sports of Japan.

キーワード : 大正期 体育・スポーツ史 展覧会

Key Words: Taisho period history of sports and physical education exhibition

I. 緒 言

運動体育展覧会は、1922(大正 11)年 4 月 30 日から 31 日の間、東京博物館(現、国立科学博物館)において開催された。これは体育・スポーツにのみ焦点を当てた日本で最初の展覧会であり、1 日あたり約 5,000 人もの来場者を得るに至ったという¹⁾。

運動体育展覧会の開催された大正期は、第一次世界大戦を経験し、本格的政党内閣の成立、

民主主義の模索、平和主義の台頭、科学技術の発展、新しい生活スタイルの確立など、その後の暗い歴史を顧みるとき、つかの間の晴れ間のようなものである。しかしながら、既に太平洋戦争への胎動が始まっており、国際関係の複雑さが、社会や文化に反映した時代とも言い得る。その例に漏れず、体育・スポーツに関わる人々の立場やその目的は多様化していた。そのために一元的な解釈を不可能にし、大正期の体育・スポ

2017 年 3 月 31 日受理

*株式会社札幌ドーム SAPPORO DOME Co.,Ltd.

一ツ史は、「最も解釈の困難な種々の課題を残している」と評されている²⁾。しかし、安易な憶測は避けなければならないものの、わずか15年足らずの大正期の体育・スポーツの様相が混沌としているという事実は、現代を体験する我々に、ある期待を抱かせる。我々の目には、それ以後の体育・スポーツの歴史が形作られる上で太い幹となる新芽をあちらこちらに芽吹かせていたとも映るのである。

本研究は、この青々とした新芽に視線を投げかけつつ、これまで研究の中心に据えられることのなかった運動体育展覧会を真正面から捉え³⁾、大正期の体育・スポーツ史研究に残された「課題」に取り組もうとする試みである。運動体育展覧会は巨大な情報伝達装置の一つであり、これが伝えようとする情報には、大正期の体育・スポーツの様相を知る上での重要な手がかりを含み得ると考えるからである。まずは、残された資料を利用して、運動体育展覧会を再構築する必要がある。そして、その後の体育・スポーツの展開を踏まえ、運動体育展覧会の体育・スポーツ史的意義の検証を行う。従って本研究は、大正期の体育・スポーツ史研究の基礎研究に位置づけられ、これに貢献するものと考えている。

II. 運動体育展覧会の全体像

(1) 展覧会開催の意図

1922（大正11）年1月、東京博物館では、次年度の最初を飾る特別展覧会のテーマを絞り込んでいた。思想問題、婦人問題、運動問題の3つが最終的な候補として残され、その中で、運動問題への関心が最も高まっていたという⁴⁾。これは、運動が国民の生活を改善するに科学的根拠を持ち得ると官民両者から認知されたことを意味していた。なぜなら、1916年、「虎列拉病予防通俗展覧会」に始まる東京博物館の特別展覧会という一連の企画は、国際社会における日本人の地位や資質を向上するための、いわば科学知識啓蒙の場として、政府の教育普及政策の一翼を担い、しかも、新しい時代に即した生活スタイルを求める国民の知的欲求に合理的かつ科学的に答える企画であったからである。

「一般家庭へ體育宣傳の為に 今春四月に展覧會を開催 理論と實際を説明」と題し、運動体育展覧会の開催決定が報じられたのは、1922（大正11）年1月23日のことである⁵⁾。主催は東京博物館を直轄する文部省であった。文部省では、既に1919年、臨時教育会議諮問第8号答申において、社会教育としての体育を重視するという姿勢を明確にしていた。運動体育展覧会の決定は、文部省の政策上必然性を持っていたのである。そして、彼らの運動体育展覧会に寄

せる期待は、展覧会の趣旨に表れることとなる。

現時我ガ國民カ一般ニ人心ノ緊張ヲ缺キ健康状態ニ將タ活動能率ニ於テ歐米國民ニ及ハヌ點カ多イノハ洵ニ痛歡ノ至リニ堪ヘマセヌ之レ畢竟我ガ國民カ長イ間世界競争ノ圏外ニ在ツテ不知不識遊惰ニ流レ運動不精ノ惡風ヲ馴致シタノト衛生思想ニ乏シカツタ為メテアルト信シマス此ノ弊風ヲ打破シ此ノ頽勢ヲ挽回スルニハ國民ニ運動體育ノ必要ヲ鼓吹シ積極的ニ身體ヲ鍛鍊スルノ風ヲ盛ナラシムルコトガ最モ急務テアルト思ヒマス今回本省カ運動體育ニ關スル参考品ヲ蒐集陳列シテ世人ノ歡覽ニ供シ聊カ此ノ方面ニ於ケル民衆教化ニ資セントスルニ至リマシタ次第デアリマス⁶⁾

欧米に比べ、劣っている健康状態と活動能率の原因を運動無精の悪風と衛生思想への知識不足とみなし、その対策の一つとして、この運動体育展覧会があると説明している。展覧会において運動体育の必要を鼓舞し、身体を鍛える風潮を養うことを目的としたのである。

(2) 協賛会の事業とその役割

① 協賛会の発足

文部省主催運動体育展覧会の開催決定と趣旨の発布を受け、東京博物館ではまず、日本における体育・スポーツ界のエキスパートたちに声をかけた。実際の運営、具体的な展覧会の計画を行う展覧会協賛会の発足を狙ったのである⁷⁾。

「文部省主催運動體育展覧會ノ事務ヲ協賛シ且ツ觀覽者ノ便宜ヲ圖」ることを目的に運動体育展覧会協賛会は発足した⁸⁾。この協賛会の中で実際の事務を掌握し、運営の円滑化を図る理事は、東京運動具製造販売業組合の役員で占められている。展覧会の前年の1921年に発足した東京運動具製造販売業組合にとって、この企画は、組合の存在を知らしめる絶好の機会であり、まさに「記念すべき有力事業」であった⁹⁾。また、

「重要事項ノ協議ニ參與ス」ことを求められた評議員には、当時の体育・スポーツの権威者たちがずらりと揃っている。慶應大学体育部理事の板倉卓造、早稲田大学教授の安部磯雄といった大学関係者、九州帝国大学教授医学博士の桜井恒次郎をはじめとした研究者、東京女子体操音楽学校長の藤村トヨ、講道館長の嘉納治五郎、陸軍戸山学校長の菱川隆、内務省衛生局長といった体育・スポーツに関するあらゆる分野の第一人者の名前が見られる。また、参議院議員、貴族院議員、東京府知事、その他帝国ホテル支配人、銀行取締役など並々ならぬメンバーを揃えている。そして彼らの上には、東京市議会議長であった桐島像一が立ち、会長として任務を全

うし、顧問として東京博物館の棚橋源太郎と文部省社会教育長の乗杉嘉壽の2名が全体を監督した。

②協賛会の予算

まず、運動体育展覧会の事業に必要なとってくるのは、資金である。東京博物館は、特別展覧会の入場料を徴収しておらず¹⁰⁾、また映画や講演会についても同様であった¹¹⁾。故に協賛会が算出した予算「金六千四百圓」¹²⁾の捻出は、協賛会の運営手腕が問われるところであった。協賛会では、収入の半額を自身の寄附金及びその譲り出金によって、残りの半額を附帯事業入場料と売店売上歩合金として賄った。主な収入源は、協賛会の理事である東京運動具製造販売業組合員の商品の販売だったと推測される。また、会期中に東京府市場協会経営の下、日用品の正価販売も行っており¹³⁾、その歩合金の獲得も行われたと考えられる。後に組合の15年史を編纂することとなる玉澤バット商会の玉澤敬三は、協賛会が行った附帯事業を列挙した上で、最後に即売を記し、「未曾有の成功を収め得た」と綴っている¹⁴⁾。

③出品の呼びかけ

協賛会は、協賛会員個人及び所属団体からの出品を画策し、その収集に努めた。協賛会役員の個人名での出品を行っている者が、72人中、17名であり、役員の所属機関の出品は、22団体を数える。つまり、協賛会の半数が出品に関わっていることになる。その出品数も他と比較にならないほど多く、展覧会の運営だけでなく、展示物の充実にも協賛会は大きな役割を果たしていたと言える。そして同時に他の関係諸機関並に各都府県に広く出品の依頼を行うことも怠ることはなかった。開催決定の翌月に各関係者へ出品の勧誘状を発送したのである¹⁵⁾。文部省という中央政府機関主催の展覧会であるから、同省から自治体へ、各自治体から学校などの諸団体や個人へと出品依頼の伝達が行われた。しかも、このような勧誘は、併合後の朝鮮へも及んでいる。さらには文部省と同じく衛生に関する部署のある内務省や皇室の文物を管理する宮内省へも出品を促したのだった。

協賛会の運動体育展覧会にかける意気込みは、附帯事業への積極的な関与にも表れている。東京博物館は全ての特別展覧会において講演会と映画会を企画し、これを附帯事業としていたが、協賛会はこれに加えて、実演という項目を設けている。用具や体操の実演を依頼し、また各種競技大会の実施を呼びかけたのである。

④広報活動

展覧会の準備が整い、入場者を待つばかりとなった協賛会は、報道各機関に積極的に働きかけた。当然ながら、協賛会に参加する諸団体の

機関誌を利用した広報活動が行われた。また、教育関係の雑誌にも情報の提供が行われている。その他、当時発刊していた体育・スポーツや衛生に関係する雑誌にも意欲的な情報の提供を行っている。もちろん、体育・スポーツに普段あまり関心のない人々へ広く開催を伝えることが可能な一般紙の取材にも格別な配慮を行っている。ここで、彼ら協賛会が特に力を入れて広報した事柄は、女性の運動と皇室の出品、そして運動具の廉価販売であった。「女には是非見せたい」¹⁶⁾、「摂政官も御出陣」、「體育展覧會開催中に限り大特價」¹⁷⁾の文字が新聞各紙に躍ったのである。

展示物は多種多様であり、著名人の出品もあり、女性の運動体育も展示され、その上映画や競技会も見ることが出来る。皇室のお墨付きもあり、教育を司る文部省による主催であるから展覧会を一目見ると科学的な思想も身に付く。しかも運動具商が絡んでいるようだから消費者としても得をしそうだ。読者がこのように想像したのであれば協賛会の思惑どおりであっただろう。

⑤展覧会の開幕と接待

展覧会の準備を大車輪で進めた協賛会は、開催直前の29日に関係者を展覧会に招待するという、現在でいうオープニングセレモニーを予定していた¹⁸⁾。そこには、貴族院及び衆議院の両議員やその他体育・スポーツに関して当時第一線を歩く人物たちが揃い、その数は、2,000人にも及んだ¹⁹⁾。

そして開幕のための準備をすべて整えた協賛会は、ついに4月30日を迎えることとなる。この日、午前8時という開催直後に淳宮の行啓を得、協賛会一同が待望した皇室のお出ましが早くも実現することとなる²⁰⁾。さらに5月8日、スポーツ好きで知られる皇太子の行啓が行われたのである。摂政官に就任したての皇太子の行啓は、事業成功の証であるかのように協賛会関係者の記録に残されている²¹⁾。そして大正15年5月30日、大正時代の東京博物館における20の特別展覧会の中で、第4位にあたる入場者数168,284人という数字を獲得するに至った。

(3) 展示物及び附帯事業

運動体育展覧会の展示物と附帯事業の全容が記された資料はない。東京博物館の年報『東京博物館一覽』(東京博物館,1924)及び内外教育資料調査会『教材集録 運動體育誌上展覧會』(南光社,1922)からおおよその展示物を知ることができるが、全てを明らかにすることはできない。そこで、資料的な限界は生じるものの、新聞、出品者である競技団体発行の機関誌、体育・スポーツ雑誌、教育関係の雑誌を利用し、展示物

及び付帯事業を明らかにしようと試みた。

協賛会は運動体育展覧会における展示物を 7 つに分類し展示を行った。当時設定された分類及び明らかにすることのできた展示物数は、次の通りである。

- ① 皇室関係の出品
出品者 3 展示物数 42
- ② 本邦古来の運動体育参考品
出品者 32 展示物数 260
- ③ 登山遠足旅行参考品
出品者 9 展示物数 113
- ④ 水陸各種競技参考品
出品者 46 展示物数 349
- ⑤ 体操遊戯強健法等参考品
出品者 49 展示物数 131
- ⑥ 体育的作業娯楽及体育上の統計類
出品者 18 展示物数 87
- ⑦ 運動体育に関する用品服装類
出品者 47 展示物数不明²²⁾

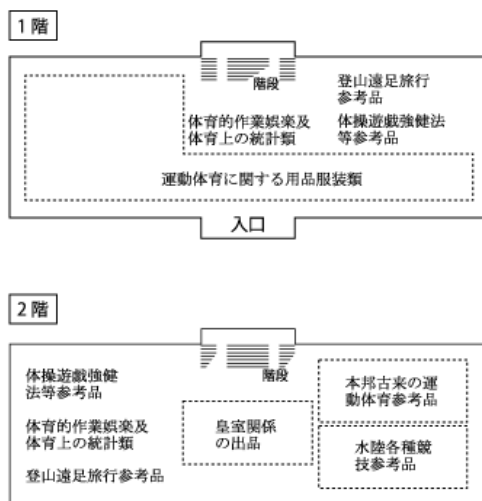


図 1. 運動体育展覧会配置図 (橋本, 2017)

(注 東京大正博覧会事務局『東京大正博覧会事務局報告上巻』1914 掲出の東京博物館平面図を参照し、内外教育資料調査会『教材集録 運動体育誌上展覧会』南光社、1922 の資料の記述により、橋本が作図した。)

以上 7 つの分類に従い、図のように展示配置が決定したと推測される。まず、正面玄関に入ると、豪華に飾られた美満津商店の陳列棚があり、中でもラケットを握らせ、テニスウェアを着けた西洋婦人のマネキンが一際目を惹き、入場者を驚かせる²³⁾。1階部分は、美満津に代表されるように、分類でいう運動体育に関する用品服装類、つまり東京運動具製造販売業組合を中

心とした企業の出品物が正面玄関から入って左側全面と右側の一部を占める²⁴⁾。電鉄の 1 日旅行の案内や軍隊の野営道具を含む登山遠足旅行参考品²⁵⁾、学校における体育の様子を伝える写真や帝国劇場でのセーラーダンスの模型などを目玉にした体操遊戯強健法等参考品²⁶⁾は一階右側手前部分へ配置される。その奥、階段付近の位置には、体育的作業娯楽及體育場の統計類²⁷⁾が置かれることとなる²⁸⁾。入場者は、当時日本で手に入る最新の運動用具と学校体育や遊技の現状を垣間見、2階への階段を上ることとなる。2階へ上がる右手の階段の壁面には²⁹⁾、「本邦人の運動無精」と称した不精者と活発な者とを比較した絵図が掲示され、運動の必要性が分かりやすく示される³⁰⁾。こうして運動無精への注意を促された入場者は、明治大正両天皇をはじめ、摂政宮に就任したばかりの皇太子、皇后の陳列棚に圧倒される。2階左側に、明治大正両天皇が幼少時代に使用したという木馬、皇太子のスポーツ活動の写真などを目にするのである³¹⁾。菊の御紋で飾られた展示ケースを後に、左回りに会場を歩くと、「柔道、剣道、相撲の如き我國固有の武術なり國技なり」を目にし、そしてその後すぐに「明治から大正にかけて外國から移入し来たつた運動競技の類」に関する展示物が見ることができるよう配置された³²⁾。分類でいう本邦古来の運動体育参考品と水陸各種競技参考品を比較して見せることが意図されている。さらに 1 階には展示できなかった登山遠足旅行参考品、体操遊戯強健法等参考品及び体育的作業娯楽及體育場の統計類の一部が置かれている³³⁾。そして、2階から降りる階段には、海軍省医務局による統計図が配置されたのである³⁴⁾。

以上のような博物館内への展示の他に、協賛会は附帯事業として競技会、毎日曜日に婦人デー、子供デーを設定して実演を催すなどした。静的な展示と動的な実演、理解をより深める講演会、最新機器を使用した映画会、当時考えられ得るあらゆる手段を駆使して、体育・スポーツの魅力が伝えられることとなった。

III. 運動体育展覧会の展示物及び附帯事業の分類

上記のとおり、展覧会の全体像を明らかにしていく過程を経て、本研究の目的である運動体育展覧会の体育・スポーツ史的意義を考察するために、運動体育展覧会を多角的に評価し、特徴づける視点として、欧米、軍事、皇室、女性、産業、科学という 6 つの項目を設けた。そしてこの項目に基づいて展示物及び附帯事業を分類し、さらにそれぞれの分類項目をその内容に従って細分した。

(1) 欧米

運動体育展覧会には、欧米の体育・スポーツに関する写真や用具が数多く出品された。また日本との比較が盛んに示されているが、欧米の優位を主張するものが多い中、一部その逆が主張されることもあった(表1)。

欧米と日本の比較	19
欧米の体育・スポーツの現状	138
用具	15
欧米の日本への関心と日本人の活躍	11
その他	19

(2) 軍事

軍隊の出品物からは、軍事的目的に従った研究と実践の関係が確立されていることを見て取れる。これに賛同する者も多く、国防と体育・スポーツの関係を示す展示物は、軍隊以外からも出品されている(表2)。

軍隊による運動体育展覧会への参加	73
軍事的意図を持った展示物及び附帯事業	9
その他	9

(3) 皇室

皇室内で、盛んに体育・スポーツが嗜好され、中でも若い世代は洋式スポーツを好んでいることが窺える。また台覧を受けた競技団体から、映像や写真の提供もなされた(表3)。

在来スポーツ	23
洋式スポーツ	20
体操	3
台覧の記録	4

(4) 女性

内外の女性の体育・スポーツに関する展示物が集められ、その数は全体の1割に達した。また婦人デーが2日間催され、第1回女子連合競技大会が催されるなど、女性の体育・スポーツ実践への参加者が目立った(表4)。

日本における女性の体育・スポーツの現状	85
欧米における女性の体育・スポーツの現状	20
女性の体育・スポーツの奨励	22
その他	6

(5) 産業

運動体育展覧会で紹介されたほとんどの種目に対応する用具が出品された。これを供給する運動具製造販売業者は、広告用品として商品を陳列するだけでなく、体育・スポーツに関わる

多様な出品を行った(表5)。

運動具製造販売業者による出品	51
用具	177
その他	17

(6) 科学

運動生理学と公衆衛生学の二つの科学に基づく出品物が数多く見られた(表6)。

姿勢と動き	38
生理・解剖学	25
公衆衛生	200

III. 運動体育展覧会の展示物及び附帯事業に関する考察

上記Ⅱ.における分類に従って、次のように考察を行った。

(1) 欧米への意識

展覧会の趣旨からも明らかのように、文部省の認識における欧米への劣等感には危機感に等しい。しかしながら、展覧会の参加者全てが、同じ認識を持っていたわけではない。展示物中には、世界で活躍する日本人の姿や、イギリスで日本の柔道が浸透しつつあることを示す図書や写真も見られ、日本が劣っているという意識ばかりが蔓延していたのではなかった。むしろ、欧米に近づきつつある、もしくはある面では欧米よりも優れている、と信じている者さえも存在したのである。

このように、欧米に対する共通な意識を持ち得てはいないものの、欧米を比較の対象として捉える意識を皆一様に所有していたことに疑いの余地はない。軍事的、あるいは経済的に、あらゆる面において日本が欧米諸国と対等であるべきだという認識が確かに底辺に存在し、体育・スポーツにおける日本の成長の度合いは、常に欧米との相対的な比較によって測定されていた。そして欧米に基準を与え、展示物として選択することで、目指すべき日本の体育・スポーツの有り様を欧米の姿を通じて視覚化することが可能となった。欧米の現状を展覧会の場に提示することで、理想的な日本の将来が観賞者に対して示されたのである。

(2) 軍事的意図

運動体育展覧会が開催された大正後期は、2つの世界大戦の狭間に位置し、故にその前後の混乱と比較して、平和が意識された時代であったといつてよい。だからこそ陸軍の出品物を「滑稽」であると批判することまでが許されていた³⁵⁾。一方で、軍人を体育・スポーツの模範生と見

なす声も少なくなかった。確かに戸山学校の出品物からは、運動と身体との関係を科学的に研究し、得られた結果に基づいて体操やスポーツを実践する様を窺い知ることができる。さらに彼らは、徴兵検査の結果を蓄積して日本の現状を十分に把握すると同時に、国民全体の体力を向上させるための体操や日常生活のあり方さえ提案している。研究と実践のみごとな融合による戸山学校の出品とそれを評価する姿勢、軍隊以外からの国防を目的とした体育・スポーツへの支持を確認できる。故に運動体育展覧会が軍事的目的に従って体育・スポーツを促進する手段の 1 つとしての機能を持ったのではないかとの推測を可能にする。

（3）皇室と洋式スポーツの接近

皇室からの出品は、運動体育展覧会の関係者にとって、極めて重要な事項であった。各報道機関もこの事実を大々的に報じた。皇室が参加することによって運動体育展覧会の社会的価値が高められたのである。展覧会場に皇太子が訪れたという事実もまた同様である。台覧されることの価値は、体育・スポーツの世界でも十分に浸透していたのである。展覧会で上映された映画 22 本の内の 3 本は台覧試合を撮影したものであった³⁶⁾。

運動体育展覧会において、この荣誉ある行為に最も貢献しているのが皇太子であることは、その出品物の数と質、行啓の事実からも明らかである。大正天皇が日本古来の用具を出品したのに対し、皇太子は、洋式スポーツに関する出品を大々的に行い、展覧会場を飾った。当時は、世界的に君主制の危機が訪れ、大正天皇も病気がちで明るい話題に乏しく、皇室の制度そのものの強化が声高に叫ばれていた。そこで、皇太子に次代の皇室を託すための戦略として洋式スポーツが選択された。それは、活動的で親しみやすく、かつ国民の見本としての威厳を保つ皇室の姿を代弁するものであった。

運動体育展覧会において皇室は、スポーツの擁護者、愛好者として、観賞者の目の前に数多くの用具や写真を示した。ただしここでは、在来スポーツと洋式スポーツが、新旧それぞれの時代を象徴し、大正天皇とその皇太子の間に大きな隔たりを見せていたのである。

（4）女性スポーツの台頭

運動体育展覧会の会場は、海外や国内の女性が如何に熱心に体育・スポーツ活動に参加しているのかを示す展示物によって彩りが添えられていた。陸軍、文部省、東京博物館、そして教育機関と出品者は多岐に渡り女性の体育・スポーツをもり立てた。展示物もさることながら、二度に渡って実施された婦人デーにおける実演

や競技会も注目を集めた。

主催者である東京博物館は女性の体育・スポーツ活動の改善に大きく力を入れ、展覧会への参加を強く呼びかけている。なぜなら、大正期以降、博覧会や展覧会は、国民生活を支える最小の社会単位としての家庭、その要である女性に対し、展覧会の入場者として目を向けていったからである。そして女性の側もそれに応えるだけの余裕を獲得し始めていた。展覧会をつくる側は、女性を強調することを定石とし、故にテーマと女性との関係を親密なものとしたのであった。

このような時流の後押しも受けて、運動体育展覧会における女性へのまなざしが熱を帯びるに至る。展覧会の作り手、体育・スポーツに携わる教育機関や競技団体、個人、そしてマスコミ、さらには社会全体が運動体育展覧会を通じて女性と体育・スポーツの距離を縮めようとしたのであった。

（5）スポーツ産業界の活況

運動体育展覧会の展示物の内、多くの出品者が用具を出品できた背景には、製造や下請け、輸入などの手段によって、用具を受容する者へ供給する人々の存在がある。運動体育展覧会において、東京運動具製造販売業組合の活躍は、そのまま当時の体育・スポーツ産業界の活況にも置き換えられると言えよう。彼らは、協賛会が設定した分類の一つ、「運動体育に関する用品服装類」に出品を行っている。彼らの展示スペースは、博物館の一階のほとんどを占めた。このような待遇は、運営に尽力したという理由だけで、処されるものではあるまい。なぜなら、展覧会運営に関わる重要事項は、協賛会の評議員に名を連ねる体育・スポーツ界の重鎮たちによって審議されるからである³⁷⁾。それにも関わらず、注目を集める位置を勝ち得たことは組合への評価の高さを示している。また注目すべきは、彼らが「運動体育に関する用品服装類」以外にも、積極的に出品協力したという事実である。それは、商品を販売することだけでなく、体育・スポーツそのものを活性化させることを十分に理解していた証拠でもある。

その後の東京運動具製造販売業組合は、各方面からの依頼を受けて、1927（昭和 2）年の第 4 回の体育デー³⁸⁾や 1938（昭和 6）年の体育展覧会³⁹⁾に参加するなど、体育・スポーツの促進を目的としたイベントにも賛同している。そこで彼らは、積極的な経済的、人的支援を行った。運動体育展覧会は、産業界の影響力を広く認めさせると同時に、産業界に、体育・スポーツのイベントに貢献の場を得ることを覚えさせ、その後のスポーツ産業のあり方に一つの指針を与える

契機となったのであった。

(6) 科学的研究とその実践

I で述べた通り、1922 年当時、科学的な知識によって国民の生活を改善させよう、もしくは改善しようという試みは、官民両者の意識にあった。

運動体育展覧会の展示物中には、公衆衛生学に基づいた統計資料や体操の実践が数多く提示された。その一方で、観賞者に対して可視化された動きの仕組みが、科学的に解説されたものも多く展示された。一つ一つの動きに意味を持たせ、科学に裏打ちされた身体活動のあり方が提示されたのである。ただし、展覧会に見られるこれら運動生理学の成果は、公衆衛生的な運動の効果を証明することに終始し、あくまで健康的な生活をおくるための科学として紹介されているのである。しかしながら運動生理学は、競技力向上のための基礎を確かに築いており、運動体育展覧会は、運動生理学と公衆衛生学という二つの科学に裏打ちされた体育・スポーツを広く国民に知らしめる有益な機会となったといえる。

結論 運動体育展覧会の体育・スポーツ史的意義

Ⅲの考察の通り、運動体育展覧会において体育・スポーツは欧米、軍事、皇室、女性、産業、科学の諸要素を消化し、吸収し、観賞者へとその関係の密接な様を伝達した。展覧会を特徴づけるこれら6つの視点は、大正期の体育・スポーツの様相をも特徴づけるものと言い得る。その意味でこの展覧会は、大正期の体育・スポーツが次の時代へと指針を決定するための貴重な体験となった。その体験の場を提供し、大正期の体育・スポーツを方向付けたことこそ、運動体育展覧会の体育・スポーツ史的意義であったということができよう。

【註及び文献】

- 1) 東京博物館『東京博物館一覧 大正十五年』1924、p.17
- 2) 岸野雄三、竹之下休蔵(1983)『近代日本学校体育史』日本図書センター、p.126
- 3) 運動体育展覧会を直接の研究対象として取り扱っている先行研究はない。しかしながら、次の五つの研究の中で紹介されている。
 - ① 真行寺朗生、吉原藤助『近代日本体育史』(日本体育学会、1928)
 - ② 水野忠文、木下秀明、渡辺融、木村吉次『体育史概説—西洋・日本—』(杏林書院、1966)
 - ③ 木下秀明『スポーツの近代日本史』(杏林書院、1970)
 - ④ 高津勝『日本近代スポーツ史の底流』(創文企画、1994)
- ⑤ 坂上康博『権力装置としてのスポーツ』(講談社、1998)
- 4) 「今度は運動體育展覧會」『教育時論』1324号、1922年1月25日、p.35
- 5) 「一般家庭へ體育宣傳の為に 今春四月に展覧會を開催 理論と實際を説明」『東京朝日新聞』1922年1月23日、p.4
- 6) 東京博物館編『東京博物館一覧 大正十二年』1924、p.17
- 7) 東京博物館の役員は、館長の棚橋源太郎の下に、経理課4人、陳列課4人、そして特別展覧会の職務にあたる附帯事業課5人の計14人で構成されている。様々なテーマで年間に3本程度の特別展覧会を行うにあたり、運営費用及び専門知識の獲得、適切な展示物の選定などを、これだけの人員でまかなうことは困難であった。そこで、棚橋は、展覧会事業を円滑に進めるために、民間有志による組織化、即ち協賛会の発足を進めたのである。
- 8) 玉澤敬三編『東京運動具製造販売業組合史』東京運動具製造販売業組合、1935、第二篇 pp.40-42 には「運動體育展覧會協賛會規則」の全文が載せられている。
- 9) 同上書、p.55
- 10) 東京博物館『東京博物館一覧 大正十二年』1924、pp.8-9
- 11) 「今度は運動體育展覧會」『教育時論』1324号、1922年1月25日、p.35
- 12) 前掲書、玉澤敬三編『東京運動具製造販売業組合史』第二篇、p.42
- 13) 東京博物館『東京博物館一覧 大正十二年』1924、p.17
- 14) 前掲書、玉澤敬三編『東京運動具製造販売業組合史』第二篇、p.54
- 15) 大日本学校衛生協会『日本学校衛生』第10巻第2号、1922年2月21日、p.223
- 16) 「新紀元を作る 運動展 一廻りで通になれる 野育から科學的に 『女には是非見せたい』と棚橋館長語る」『東京朝日新聞』1922年4月29日、p.5
- 17) 「祝文部省主催運動體育展覧會 運動體育展覧會に摂政宮も御出陳 来る卅日から御茶の水東京博物館に於て開催 婦人の實演も行はれる」『読売新聞』1922年4月30日、p.10
- 18) 「陛下御幼時の木馬も列んで 太刀や木劍からバット迄 運動方面の珍品を網羅 卅日から開かれる運動體育展覧會」『東京日日新聞』1922年4月28日、p.9
- 19) 「新紀元を作る 運動展 一廻りで通になれる 野育から科學的に 『女には是非見せたい』と棚橋館長語る」『朝日新聞』1922年4月29日、p.5

- 20) 「熊谷氏を召して また庭球競技を御覧 来月六日新宿御苑コートに」『東京日日新聞』1922年4月30日号、p.9
- 21) 「巻頭言」『アスレチックス』1922年6月号、p.1
- 22) 東京運動具製造販売業組合の製品が出品されたが、広告的な役割を有したためか、他の分留に比較し、極端に資料掲載が少なく、不明とした。
- 23) 関斗庵「達磨の運動体育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.85-86、佐々木等「文部省主催体育展覧會概観」『體育と競技』7号、1922年、p.173
- 24) 佐々木等「文部省主催体育展覧會概観」『體育と競技』7号、1922、p.173
- 25) 「軍人が野榮時に用ふる器具とか、糧食」（彌之介「運動体育展覧會雑感」『教育時論』1335号、1922年5月15日、p.25）、「鐵道省の『東京附近一泊旅行案内』京王電車の『玉川電車の一日の行遊』」（関斗庵「達磨の運動体育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.85-86）が報告されている。
- 26) 「各學校の體育的訓練の寫眞及びその統計等」（彌之介「運動体育展覧會雑感」『教育時論』1335号、1922年5月15日号、p.25）及び「帝劇模型のセラーダンス」（関斗庵「達磨の運動体育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.85-86）が報告されている。
- 27) 「福澤諭吉翁が身體を練つたと云ふ同家秘藏の立白と杵」（「新紀元を作る 運動展 一廻りで通になれる 野育から科學的に『女には是非見せたい』と棚橋館長語る」『東京朝日新聞』1922年4月29日、p.5）及び「日本古来の樂器で尺八など」（彌之介「運動體育展覧會雑感」『教育時論』1922年5月15日号、p.25）が報告されている。
- 28) 階段途中に掲示されていたという比較絵図（関斗庵「達磨の運動体育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.85-86）は、體育的作業娯樂及體育場の統計類に属しており、階段付近に展示されたと推測できる。
- 29) 内外教育資料調査會『教材集録 運動體育誌上展覧會』南光社、1922 に掲載された写真には、摂政宮が階段を下りる様と階段左部分がわずかに写っているが、それは各種の記事に階段登りに展示されていたという「本邦人の運動無精」ではなく、海軍省医務局出品の「海軍志願兵身體検査合格者身長累年比較表」もしくは「海軍志願兵身體検査合格者體重累年比較表」のどちらかだと考えられる。従って、階段の正面玄関から入って右は登り、左は下りと区別していたと考えられる。
- 30) 「『本邦人の運動無精』の實例」（関斗庵「達磨の運動體育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.85-86）が報告されている。
- 31) 関斗庵「達磨の運動體育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.85-86、佐々木等「文部省主催体育展覧會概観」『體育と競技』7号、p.173、「新紀元を作る 運動展 一廻りで通になれる 野育から科學的に『女には是非見せたい』と棚橋館長語る」『東京朝日新聞』1922年4月29日、p.5、「陛下御幼時の木馬も列んで 太刀や木劍からバツト迄 運動方面の珍品を網羅 卅日から開かれる運動體育展覧會」『東京日日新聞』1922年4月28日、p.9 が皇室の出品が二階部分にあったと報告している。
- 32) 彌之介「運動體育展覧會雑感」『教育時論』1335号、1922年5月15日、p.25
- 33) 「種々な統計や面白い陳列」（彌之介「運動體育展覧會雑感」『教育時論』1335号、1922年5月15日、p.25）、「榎有恒氏のアルプス登山用具の出品」、「戸山學校の手拭體操」（関斗庵「達磨の運動體育展のぞ記」『社会と教化』2巻6号、1922年6月1日、pp.86）が報告されている。
- 34) 前掲書、玉澤敬三編『東京運動具製造販売業組合史』第二編 p.42
- 35) 彌之介「運動體育展覧會雑感」『教育時論』1335号、1922年5月15日、p.25
- 36) 内外教育資料調査會『教材集録 運動體育誌上展覧會』南光社、1922、pp.443-445
- 37) 前掲書、玉澤敬三編『東京運動具製造販売業組合史』第二編 p.41
- 38) 同上書、pp.127-135
- 39) 同上書、pp.188-191

【編集委員会付記】

この論文は、2001年の編集委員会の査読を経て掲載可となっていたものの、第3号（冊子体）が発行されなかったため、公表に至らなかった論文である。本編集委員会は、合議の上、第3号（電子ジャーナル版）へ掲載可として本論文を受理することとした。この間、本来公表されるはずの研究結果が公表されず、投稿者が不利益を被る結果となり、ここに編集委員会としてお詫び申し上げる次第である。

日本における制度用語としての「体錬」に関する一考察

崎 田 嘉 寛 *

A Study of “Tairen” as a Term for an Administrative System in Japan

Yoshihiro Sakita *

Abstract

This study aims to define the concept of “tairen” in Japanese administrative systems. The results of this study are as follows.

1. The chronology of the use of the school subject title “Tairen Course” in Japan’s compulsory physical education curriculum was reviewed.
 - 1) In Japan, the term “tairen” was coined by Ito Enkichi, Vice Minister of the Ministry of Education and proposed at the Educational Council on July 1, 1938. His expression of “tairen” meant “physical exercise that includes tempering the training consciousness.”
 - 2) With regard to the word “tairen” [体錬] that Ito invented, instead of using the word ‘ren’ [錬] with the kanji “thread” radical on the left, ‘ren’ [錬] with the kanji “metal” radical on the left is used. Presumably, the reason was that it gave a typical war-time tone to the word.
 - 3) During the Educational Council meeting of July 22, 1938, it was decided that the title “Tairen Course” would be adopted. As a consequence, “tairen” was interpreted as a term that included elements of mental training.
2. The concept of “tairen” emerged while a “Tairen Bureau” was being planned to administer Japan’s physical education activities at school. Furthermore, the sequence of events that led to the name change of the “Tairen Bureau” to the “Physical Education Bureau” and its reasons were clarified.
 - 1) The “Tairen Bureau” was envisaged to expand the school physical education administration in November 1940, when it was specified that “tairen” stood for “physical training and cultivation.” The educational value of “tairen” was also emphasized. Moreover, its contents were prescribed as “training” and “care,” and its methods were considered “practical training” to realize the actualization of the term.
 - 2) However, the naming of the “Tairen Bureau” encountered difficulties following an investigation by the Japanese Privy Council. In particular, Minami Hiroshi expressed his grave concerns and opposition. As a result, the name was revised to the “Physical Education Bureau.” This study considers the context of this, and notes that the reason for Minami’s objection is that the appellation of “tairen” could influence his work as president of the Japanese Language Council.

キーワード：教育審議会 伊東延吉 体錬局 南弘

Key Words: the Educational Council Ito Enkichi Tairen Bureau Minami Hiroshi

2017年4月26日受理

*広島国際大学 Hiroshima International University

はじめに

日本の公教育制度における正課体育の名称は、今日までに次のように変遷している。1872年から体術科¹⁾、1873年から体操科²⁾、1941年から体錬科³⁾、そして現行の制度では1947年および1949年から体育科⁴⁾あるいは保健体育科⁵⁾、となっている。これらの教科名称の中から、本研究では「体錬」という用語を対象として、その制度上の概念の一端を明らかにすることを目的とする。

筆者は、これまで戦後学校体育改革期の研究に従事してきており、その一環として当時の教員に対して聞き取り調査を行ってきた⁶⁾。この中で、ある教師が、体錬という用語における「錬」の漢字がいかに重要であったか、すなわち糸偏ではなく金偏であることをことさらに強調していたことは、筆者の印象に強く残っている。この教師の語りからは、アジア・太平洋戦争下において、体錬という新しい用語に対して特殊な意味付けや解釈がなされてきたことを窺い知ることができる。そして、日本の学校体育の歴史において、体錬という用語が如何に創出され、普及と浸透が目指されたのかを明らかにする作業の必要性が垣間見える。一方で、東北アジア地域においては、体育やスポーツに関する概念は一様ではない。時代背景も踏まえれば、日本において創出された体錬という用語の歴史的考察は、東北アジア地域の体育・スポーツ史学にとっても看過できない課題であろう。

これまで、日本体育通史研究において、体錬は「身体操練の略語」であり、「『錬』が『鍊』として、戦時体育の鍛練的性格を幾分象徴させたに過ぎない⁷⁾と説明されている。また個別研究においては、教育審議会の審議を中心として国民学校における体錬科の構想過程が明らかにされている⁸⁾。ここでは、国民学校における正課体育の教科名称が、当初の体育科という名称案から体錬科に変更される過程を詳述している。一方で、戦前期の学校体育行政を所管する文部省担当局の名称は、1941年に課から局への昇格に際して、当初の体錬局という設置構想から、最終的に体育局となっている。教科名称が体育科から体錬科に変更されたのに対して、学校体育行政担当局名が体錬局から体育局へ修正されたことは極めて特徴的である。ただし、これまで体育局への修正経緯、あるいは正課体育の教科名称である体錬科との不一致の理由は、管見の限り明らかにされていない。

そこで、本研究の課題を次のように設定した。まず、体錬という用語が正課体育の教科名称に採用された経緯を教育審議会における審議を中心に再確認する。次に、体錬局が構想された際

の体錬の概念を確認する。さらに、体錬局から体育局に名称が変更された経緯と理由を枢密院審査委員会での審査内容から明らかにする。そして、これらの課題の解明を通じて、日本における制度用語としての体錬の概念を把握する一助とする。

本研究で使用する主たる資料は、教育審議会関係の資料に加えて、体錬(体育)局設置に関わる公文書、および体錬局の名称変更に関与したと考えられる南弘の私的日記⁹⁾、である。

1. 教育審議会における体錬科の創出

(1) 用語としての「体錬」の創案

日本において「体錬」という用語がはじめて創出されたのが、教育審議会の審議においてである。1937年12月に内閣に設置された諮問機関である教育審議会(勅令第711号、1942年5月9日廃止)は、戦前の教育関係の審議会としては最大であり、従来の教育内容と制度を刷新させるほどの強い影響力を有していた¹⁰⁾。具体的に例示するとすれば、義務教育制度を6年から8年に延長することを決定した機関である。

この教育審議会の第5回整理委員会¹¹⁾(1938年7月1日)において、文部次官であり審議会の幹事長である伊東延吉は、「国民学校、国民実修学校要項」(幹事試案)¹²⁾として新しい教科構成案を提示する。この要項で示された低学年の訓練科および高学年の体育科の教科内容において、体錬という用語を確認することができる。抜粋すれば、以下の通りである(下線は引用者による)¹³⁾。

低学年(一、二、三、四学年)

三、訓練科 礼法、行事、体錬、教練、
遊戯、衛生、習字、作文、唱歌、図工、
手工

高学年(五、六学年)

三、体育科 体錬、武道、教練、衛生

提案者である伊東による体錬の説明は、審議録に次のように記録されている。「体錬一是ハ体操ト云フノハ如何ニモ西洋式デ身体ヲ操ルト云フノデ拙イカラ体錬トシタノデアリマス¹⁴⁾あるいは「体操トアリマスノハ体錬ト致シマシタノハ、体操ト云フノハ余リニ何ダカ手足ヲ唯動カスダケト云フヤウナ意味デ鍛練的意識モ十分デナイシ、又唯手足ヲ動カスト云フヤウナ機械的ノコトニナリ易イト云フコトヲ避ケル為ニ体錬ト致シタノデアリマス¹⁵⁾。この説明からは、体錬とは「狭義の体操」に「鍛練的意識」

を加えたものであることを窺い知ることができる。「意識」という表現の意味内容は判然としないが、伊東の創案した体錬は、ほぼ体操と同義であったと考えるのが妥当であろう。

(2) 体錬を巡る用語上の問題

一方で、伊東が提案した体錬に対しては、教育審議会特別委員会において用語上の疑義が示されている。具体的には、下村宏が「体錬ノ『レン』ガ金偏デ、教練ノ『レン』ガ糸偏ニナツテ居リマスガ、是ハ何カ理由ガアルノカ」¹⁶⁾と問い質している。下村は、国語審議会の委員であり、また大日本体育協会の会長となった人物である。下村の質問に対して伊東は、その場で「是ハ大分色々御議論ガアリマシテ、此ノ『錬』ノ方ガ良イト云ウ御話モアリマシタ」¹⁷⁾と回答している。それでは、伊東が回答した議論というのはどのようなものであったか。議事録内で確認できる範囲で言えば、鍛錬と錬成の「レン」の字が金偏か糸偏のどちらが正しいかで議論がなされているのを確認できる¹⁸⁾。ただし、議論の時点では明確な結論は出されていない。その後、この件に関して、社会教育局長の田中重之は補足的説明を行なっている。ただし、その説明内容は、「鍛錬」は金偏として『後漢書』に、同じく「錬成」も金偏として『十八史略』に記載があるという、文献的な事例紹介にとどまっている¹⁹⁾。その後も審議録には明確な議論の推移は示されていないようである。

先の伊東が述べた「議論の結果」は、審議会での議論なのか、審議会外での議論なのかは判然としない。ただし、議事録を通読すれば、「訓練」、「修練」、「教練」という用語は、従来の文部省の用例がある用語²⁰⁾であるとの印象を受ける。つまり使用実績が踏襲され、修正されることなく糸偏の「練」が使用され続けたと考えられる。一方で、「錬成」については金偏の「錬成」に修正され、「体錬」も金偏が採用されている。その理由は文部省において使用実績がない新語であり、この時点では今村が説明しているような戦時的性格の象徴²¹⁾と判断することが妥当であろう。

(3) 体育科から体錬科への修正

伊東が提示した教科名称案は体育科であり、そこでの体錬はいわば体操という教科内容を表すものであった。体錬が教科名称として採用されるに至った経緯、換言すれば教科名称が体育科から体錬科へ修正された経緯を確認しておきたい。

教育審議会における教科名称の決定経緯では、各委員から様々な教科構成の私案が示されている。この中で、第9回整理委員会(1938年7月22日)

において、委員長より「皇民科」、「理科」、「技能科」、「体育科あるいは体錬科」という教科構成案が示される²²⁾。これが、教科名称としての体錬科の初出となる。その後、教科構成に対する審議に際して、正課体育の教科内容を巡る議論の対立が具体化する。すなわち、正課体育の内容を身体的訓練に限定するのか、あるいは精神的訓練を含ませるのか、という対立である。より具体的には、武道の位置づけを「皇民科」にするのか、あるいは「体育科あるいは体錬科」にするのかという対立である²³⁾。

上述の対立を抱えたまま、教科名称を体育科とするのか、あるいは体錬科に変更するのかについては、第9回整理委員会において、審議録への速記を中止した懇談会で議論がなされている。この懇談会では、「頑是ナイ児童ヲソダテル意デ体育科ノ方ガ宜シイトモ考エラレルガ、『錬』ガ『育』モ含ムコトニシテ体育科ヲ体錬科ト改称致シ度イ」²⁴⁾と結論付けられている。そして、この結論に異論も対案も示された形跡はなく、この懇談会で教科名称として体錬科の採用が決定している。一方で、武道の位置づけについては、「『体育科(あるいは体錬科)』派は精神的訓練の重視という方法・手段論を唱え、『皇民科』派は国粹的な武道・本質論を根拠として」(括弧内引用者)²⁵⁾激しい議論を展開したと考えられる。懇談会終了後、審議録には教科名を体錬科とし、武道を体錬科に含み「威信ヲ保ツ」ことが正式に記述されている²⁶⁾。

教科名称として体錬科を採用したことは、伊東が案出した時の意味、すなわち7月1日の幹事試案での体錬の意味を変針したことになる。少なくとも教科名として採用されたことに加え、武道を正課体育に導入したことから、体錬科の体錬には、精神的訓練の要素が加味されたと言える。

2. 文部省体錬局の構想と修正

(1) 学校体育行政担当部局名としての「体錬」

1920年以降1945年までの日本の学校体育行政担当部局課は、次のように変遷している。1921年から大臣官房学校衛生課、1928年から大臣官房体育課、1937年から大臣官房体育課に三掛(庶務、体育運動、学校衛生)を設置、1941年から体育局(1945年7月廃止)、である²⁷⁾。この中で、1941年からの体育局については、1940年11月30日に「文部省官制中改正」を枢密院に諮問した書面²⁸⁾には「体錬局」と示されている。すなわち、従来の体育課を拡充し、局への昇格に際して体錬局が構想されていたことになる。ここで、学校体育行政担当部局名としての体錬が用

いられた背景には、先行して正課体育の名称が体錬科と決定していたためと考えられる。ただし、同時に作成された「体錬の意義」という資料には、「体錬とは字面の上から言へば身体的錬磨育成といふことを約めたものである」²⁹⁾ということが明確に示されている。

この「身体的錬磨育成」とは、次のように述べられている。「茲に言ふ身体とは肉体を言ふのではない。・・・身体を離れて精神なく精神を離れて身体は無い。・・・身心一体一如の存在が即ち人間である、この人間の修練錬成が教育であって、体錬は即ち教育自体に他ならぬ。唯その教育上の手段方法として主として知的訓練を通じて教育を行ふものを知育と呼ぶに對し、これは主として身体的修練の方法を採るが故に体育体錬等の表現を用ひるに過ぎない」³⁰⁾。ここでは、「体錬は即ち教育」とあるように、体錬に対して教育的価値を付与し、ことさらに強調していることがわかる。一方で、体錬の内容に関しても具体的に示されている。一つ目が「鍛錬」で「体育訓練方法によって積極的に鍛錬して身心の強靱なる発達を図らうとする」³¹⁾部面、二つ目が「養護」で「衛生養護の施設と訓練とによって身心の育成を保護助長せんとする」³²⁾部面である。そしてこの両者を実践的具体的修練によって統括することが明示されている。体錬とは、教育の派生用語であり、具体的には身心の鍛錬と養護を修練によって統合すること、と解すことができる。このように、先述の体錬科で示された内容よりもさらに踏み込んで体錬の意味が具体化されている。

(2) 体錬局から体育局への修正

① 枢密院審査委員会での審議

体錬局の設置については、枢密院審査委員会で審査が行なわれることになる。具体的な日程を示すと、次の通りである。「文部省官制中改正」(体錬局設置)を枢密院に諮詢(1940年11月30日)、審査委員の指定(同年12月7日)、第1回枢密院審査委員会(同17日)、第2回枢密院審査委員会(同21日)。その後、同24日に体錬局を体育局に修正することによって審査委員会で可決され、1941年1月8日に体育局が設置(勅令19号)される。この審査過程の中で注目すべきは、12月17日の第1回枢密院審査委員会において、枢密院の顧問官である南弘から、体錬という用語に強い疑義と修正意見が提示されている点である。具体的には、審査委員会の審議録によれば、「体錬局の名称に付、耳に親しまざる語を用ふるは国語を混乱せしむる所以なるを以て体錬の称呼を体育に変更すべしと主張」³³⁾と記されている。

続いて、第2回枢密院審査委員会の審議録に

は、次のように示されている。「南委員は文部省官制中改正の件に関し体錬局の名称を体育局に変更する要あり乃ち之が修正方書記官長より当局に交渉することし修正の上は本案は其の儘可決せられ然るべき旨全会一致を以て議決」³⁴⁾。全会一致が原則の審査委員会において、体錬という用語を体育に修正しなければ、本件に反対するという強い意思表示があったことが推察される。

② 南弘による体錬の使用拒否の背景

上述のように、体錬局から体育局への部局名変更については、南弘の強い影響を窺い知ることができる。では、南弘が体錬の使用を拒んだ背景とは如何なるものであったのか。

まず、南弘に関して、本研究に関する略歴を見てみたい³⁵⁾。1934年12月に国語審議会発足時の会長、1936年12月から枢密院の顧問官、1937年12月からは先述した教育審議会の委員を歴任している。なお、日本における社会体育行政を統括する省庁である厚生省(1938年1月11日設置)の名称を推薦して採用された経緯も持ち合わせている³⁶⁾。

次に、第1回枢密院審査委員会の日に記した、南弘の日記を確認してみたい。ここには、次のようにしたためている。「体錬局たる文字は耳で聞いてもおらぬ目で見てもおらぬ、斯様な文字を用いる事は国語を乱すようである、文部省としていずれも慎まれたい、体育とその文字で何の差支がありますか。若し差支ありとするなら教育も教錬と改めなりたらぬ」³⁷⁾。このように体錬という用語について強い嫌悪感を示していることが日記から窺い知ることができる³⁸⁾。

枢密院審査委員会審議録や南弘の経歴および日記からは、彼が体錬の使用を拒んだ背景の一つとして国語の問題があることがわかる。南弘が会長を務める国語審議会では、国語を海外に普及するために最も必要である基本語の設定、表記上の煩瑣不憫を除去するための字体の整理統一などの事業が設定されている³⁹⁾。また、1940年7月の委員増員に際して、新造語や新語法への対応が示されている⁴⁰⁾。これらの国語審議会の仕事に対して、体錬という用語の使用と普及が抵触したことが大きな要因であったと考えられる。

おわりに

本研究の目的は、日本における体錬という用語の制度上の概念を明らかにすることであった。日本における体錬という用語は、1938年に文部次官である伊東延吉によって私的に創出され、

教育審議会の場で提案されたものであった。ここでの体錬は狭義の体操に鍛錬の意識を含ませたものと解説されたように、ほぼ体操と同義であった。ただし、同じく教育審議会の限られた委員によって教科名称として体錬科が提起・採用されることで、体錬という用語は精神的訓練の要素を加味するものとして解釈されるようになった。この間、わずかに20日間程度である。少なくとも、日本における体錬という用語の創出、および体錬の教科名称への採用には、当時の体育関係者が十分に関与していなかった、と言うことができよう。

一方で、1940年末には学校体育行政を拡充するために体錬局が構想される。ここでは、体錬が「身体的錬磨育成」の略語であることが明記される一方で、その教育的価値がことさらに強調される。加えて、内容として「鍛錬」と「養護」が規定され、方法としての「実践的修練」によって統括されることを明示することで用語の具体化が試みられている。すなわち、体錬という用語は、制度用語として正課体育を重視し、学校体育行政機能を強化する象徴として意味づけがなされ、普及・浸透が目指されたと考えることもできよう。

しかしながら、体錬局構想は、その名称について枢密院の審査において南弘から強い疑義と反対が表明され、体育局に修正される。その背景には、南弘が会長を務める国語審議会の影響が強く窺える。結果として、体錬局の行政機能は減損されることはなかったが、体錬という用語の使用のみに制限が加えられることとなった。換言すれば、体錬という用語の使用に政治的見地から制約・制限が加えられ、その表出が体錬局の体育局への修正であったということである。

今後の課題は、当時の教育現場において、体錬という用語がいかに関与し制度用語とは異なる意味付与がなされたのか、あるいは浸透しなかった事例があるのであればその理由等の解明が必要であろう。加えて、アジア・太平洋戦争以前のいわゆる外地をも対象として、体錬という用語の展開過程を明らかにすることも不可欠であろう。

【付 記】

本研究は、東北アジア体育・スポーツ史学会第11回大会（韓国釜山、2015年8月11-14日）での口頭報告（崎田嘉寛・篠崎竜也「日本における『体錬』概念に関する一考察—文部省『体錬局』構想における南弘の影響を手掛かりとして—」）に、加筆修正したものである。

注および引用・参考文献

- 1) 文部省『学制』1872、p.17。国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/808231>)。（同デジタル資料の閲覧日はすべて2017年1月20日。）
- 2) 文部省『小学教則』出雲寺万治郎、1873、p.21。国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/904334>)。
- 3) 文部省普通学務局編『国民学校令及国民学校令施行規則』内閣印刷局、1941、p.1。国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460926>)。
- 4) 文部省学校教育局『学校教育法施行規則』1947、p.6。国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460732>)。
- 5) 「『新制中学校の教科と時間数』の改正について」（発学261号）1949年5月28日。『文部時報』863号、1949年8月、pp.58-61。
- 6) 崎田嘉寛『戦後初期学校体育の研究—広島県の小学校を手掛かりとして—』溪水社、2009。
- 7) 今村嘉雄『日本体育史』不昧堂出版、1970、pp.11-12。
- 8) 崎田嘉寛「国民学校『体錬科』の構想過程に関する一考察—教育審議会（1937.12～1938.12）での審議を中心—to」『体育史研究』第32号、2015、pp.27-40。
- 9) 「南弘日記」は2011年より国立公文書館で公開されている。同資料の大正期を紹介した、藤田裕介「『南弘日記』：大正七年紀」『鷹陵史学』39号、2013、pp.201-215、がある。
- 10) 清水康幸ほか（編）『資料 教育審議会（総説）』（野間教育研究所紀要 第34集）野間教育研究所、1991。
- 11) 教育審議会では、総会、特別委員会、整理委員会が設置されている。総会は最終決定機関であるが、答申案等の原案は特別委員会が決定し、特別委員会の原案は整理委員会で検討している。
- 12) 「第五回整理委員会ニ於テ提出セル幹事試案」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』pp.233-236。
- 13) 「国民学校、国民実修学校要項」（野間教育研究所所蔵）。
- 14) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第五回整理委員会会議録 昭和十三年七月一日於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』p.220。
- 15) 「教育審議会諮問第一号第十八回特別委員会会議録 昭和十三年七月六日 於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第五輯』p.36。
- 16) 「教育審議会諮問第一号第十九回特別委員

- 会会議録 昭和十三年七月六日 於文部大臣官舎」同上書、p.71。
- 17) 同上書、p.77。
- 18) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第六回整理委員会会議録 昭和十三年七月六日於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』p.241。
- 19) 同上書、p.263。
- 20) 同上書、p.263。
- 21) 前掲『日本体育史』、pp.11-12。
- 22) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会会議録 昭和十三年七月二十二日於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第二輯』p.94。
- 23) 同上書、pp.98-99、104、106-107。
- 24) 文部省教育調査部審議課「教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会審議要領」pp.15-24。
- 25) 前掲「国民学校『体錬科』の構想過程に関する一考察—教育審議会（1937.12～1938.12）での審議を中心に—」、p.32。
- 26) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会会議録 昭和十三年七月二十二日於文部大臣官舎」前掲書、p.111。
- 27) 体育局体育課編「文部省体育局沿革録」『昭和二十年度通牒・新聞発表綴（高田）』（竹之下休蔵文庫所蔵）。
- 28) 「文部省官制中改正ノ件」国立公文書館所蔵（請求番号：枢A00118100・本館-2A-015-06、デジタルアーカイブ版）。（同デジタル版資料の閲覧日はすべて2017年1月20日。）
- 29) 「文部省官制中ヲ改正ス・（体育局設置ノ為）」国立公文書館所蔵（請求番号：類02421100・本館-2A-012-00、デジタルアーカイブ版）。
- 30) 同上書。
- 31) 同上書。
- 32) 同上書。
- 33) 「文部省官制中改正ノ件外三件（十二月十七日（一回）～十二月二十一日（二回））」国立公文書館所蔵（請求番号：枢B00025100・本館-2A-015-07、デジタルアーカイブ版）。
- 34) 同上書。
- 35) 「南顧問官特別叙位」国立公文書館所蔵（請求番号：枢00144100・本館-2A-016-03、デジタルアーカイブ版）。
- 36) 大霞会『内務省史』第3巻、1971、pp.223-225。
- 37) 「南弘日記（昭和15年自8月18日至12月31日第3巻）」国立公文書館所蔵（寄託00047100・本館）。
- 38) 教育審議会の委員でもあった南弘は、教育審議会第10回総会には出席している。ここでは「国民学校に関する要綱」が全会一致で可決されており、「体錬科」という用語が示されていた。そのため、日記にあるように「体錬」という用語を全く見たことがないことはなかったと思われる。
- 39) 「国語審議会官制中ヲ改正ス・（委員定員増加）」国立公文書館所蔵（請求番号：類02294100・本館-2A-012-00、デジタルアーカイブ版）。その他の事業として、標準語の制定、敬語法の統一、常用漢字の制定、仮名遣いの整理統一、送仮名法の決定、分別書の決定、文体の整理統一などがある。
- 40) 同上書。

旧東ドイツスポーツ関係者の言説 —インタビュー調査を中心として—

寶 學 淳 郎 *

The Accounts of the Person concerned with former East Germany sports : An Interview – Focused Investigation

Atsurou Hougaku *

Abstract

This was a basic research designed to reconstruct the history of sport in the former East Germany which gained worldwide attention as a model of socialism, including its sports. For this study, people in the field were interviewed for their accounts of East German sports and East Germany more than twenty years after reunification, and a comparison was then made with written autobiographical accounts.

Those who had written autobiographies since reunification were approached through acquaintances about the possibility of being interviewed, resulting in the content of the autobiographies becoming that for the interviews. Since the interviews needed to be conducted methodically, only the following five people were able to be interviewed within the research period: H. Hettrich (an official for mass sports), G.A. Schur (a prominent athlete), K. Huhn (a renowned sports journalist), I. Geipel (a doping victim), and U. Wille (a veteran, top-level trainer in Germany).

The main topics discussed by the interviews were sports for children and youth, competitive sports, mass sports, Soviet influence and the distinctiveness of East German sports, the reorganization of the sports system, the sports-related regulations, the activities of trainers, the sports volunteer, the doping, Stasi, positive and negative aspects of East German sports, and counterarguments to criticisms of East German sports.

One notable feature in the verbal accounts was that hardly any negative aspects of East German sports were recounted by K. Huhn and others who were in a position to continue to defend East Germany and East German sports after reunification. This parallels the characteristics of autobiographies written after 2000 more than with those written immediately after reunification, which may be related to the unfair treatment of East Germany and East German sports following reunification. In contrast, I. Geipel, who was a victim of doping and thoroughly condemns East Germany's doping policy, did not recount any positive aspects of East German sports.

Personal opinions concerning East German society and sports related by people who lived through the Cold War period are considered to be valuable because many could not be expressed in East Germany and are generally unknown. However, the verbal accounts are believed to strongly reflect the speaker's occupation, status, and position in both the former East Germany and Germany after reunification, and as such, personally convenient accounts need to be handled with caution.

キーワード : 東ドイツ, スポーツ史, インタビュー

Key Words: East Germany, sports history, interview

2017年2月27日受理

* 金沢大学 Kanazawa University

I. 研究の目的

ドイツ連邦共和国（以下、1990年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記）では、ドイツ再統一後「ドイツ民主共和国（以下、東ドイツと表記）のスポーツとは何であったのか？」「東ドイツスポーツを近代ドイツスポーツ史にどのように位置づけるのか？」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に懐疑があったからである¹⁾。

1990年代後半に入って、ドイツでは、ポツダム大学を中心として進められた東ドイツスポーツ史研究が纏まった成果として出された。「ドイツにおけるスポーツの発展シリーズ」全4巻などである。その中の一つ西ドイツ出身のG.シュビツァーらによって編纂された『東ドイツスポーツの鍵となる文書：オリジナルな史料によるスポーツ史的外観』（1998年）は、東ドイツスポーツの発展について転換期を中心に跡づけ、その輪郭を明確にするものであった。同著では、東ドイツにおけるスポーツの政治的利用、シュタージによるスポーツの監視、ドーピング、秘密裏の競技スポーツの助成など、主に東ドイツスポーツのネガティブな側面に焦点があてられている²⁾。

その後、東ドイツスポーツ史を新しく如何なる形で叙述するかに関する論議が1999年に「スポーツの社会・現代史」誌に掲載されたW.ブスらの論文を巡って生じた。この論議の推移については、船井によって著されているので省略するが³⁾、この論議の焦点の一つは、東ドイツスポーツ史再構成への東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかにあった。

当初企図されていた東ドイツスポーツ史再構成のための東西ドイツスポーツ関係者による共同作業は、幾つかの例を除いて実施されておらず、東ドイツスポーツ史の再構成は、西ドイツ出身のスポーツ史家主導で進められているのが現状である。東ドイツスポーツ関係者の多くは、西ドイツ出身のスポーツ史家によって書かれた東ドイツスポーツ史にかかわる誤った叙述、作爲的内容、東ドイツスポーツ関係者の著作などを無視するようなドイツの状況などを批判している⁴⁾。このことは現代史研究における悩ましい問題であるが、今後の研究の方向性を見極めるためにも、我々は東ドイツスポーツ関係者の考えや主張を蔑ろにせず、また知る必要があると思われる。

東ドイツスポーツ関係者の語るもの、例えば自叙伝的著作⁵⁾について、C.ベッカーは、東ドイツのスポーツマン、トレーナー、幹部、ジャーナリストが、東ドイツスポーツに関するその個

人的見解を詳述したことは歓迎すべきことであり、それらは時代の証言者へのインタビューとともに、純粋な公文書類の研究に対し方法論上避けがたい修正を示したと述べる一方で、風当たりの強い当事者に対するインタビューを纏めたものについては、主観的な証言もみられることを指摘している⁶⁾。国家崩壊後批判に晒された当事者による著作などの取り扱いには注意を要するが、あまり語られることのなかった東ドイツスポーツ関係者の言説は、今後東ドイツスポーツ史を考えるうえで示唆を与えるものであろう。

一方、日本においても、東ドイツスポーツ史研究は十分には進んでいない。例えば、ドイツ再統一後の代表的な藤井の著作は、東ドイツスポーツの歪んだ民主集中制やシュタージとの関係などを明らかにし、我々に多くの示唆を与えるものであるが、東ドイツスポーツ関係者の語るものについて殆ど触れていない⁷⁾。

このような日本の研究状況も踏まえ、筆者は、東ドイツスポーツ関係者によって書かれた自叙伝的著作に注目し、ドイツ再統一後から2007年までに東ドイツスポーツ関係者によって出された代表的な13冊の自叙伝的著作⁸⁾⁻²⁰⁾について（表-1参照）、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺の何について多く論じているのか、それをどのように論じているのかを明らかにし、先行研究や同時期の研究と比較したうえで、その特徴を検討した。

同研究においても、自叙伝的著作の著者達へのインタビュー調査を可能な限り実施する予定であった。現代スポーツ史研究におけるインタビュー調査の必要性を感じているからであり、調査を通して著作の内容がより豊かに理解できると考えたからである。しかし、著者達へのコンタクトは予想以上に困難であった。

東ドイツスポーツ史再構成に際して、東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかという論議は今なお続き、今後も続くと思われるが、東ドイツが消滅し、20年以上を経た今、社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた「東ドイツのスポーツとは何であったのか」という問題をネガティブな側面だけに偏らずに冷静に分析するチャンスが生み出されているように思われる。我々は公開・整理されつつある公文書類の分析とともに、主観性や虚偽性に留意しつつ、自叙伝的著作や時代の証言者の声に耳を傾け、慎重に時間をかけて東ドイツスポーツ史研究を進めるべきであらう。これらの言説の分析によって、社会主義国家であった東ドイツの社会やスポーツを理解するための様々な手懸かりを得ることが予想される。

表－1 1990－2007年までの旧東ドイツスポーツ関係者の代表的な自伝的著作

著 者 (生 年)	出版年	著 作 名
M. ザイフェルト (不明)	1990	東ドイツスポーツの名声と不幸：総括でないスポーツジャーナリスト40年のメモ
R. フクス (1946) / K. ウルリッヒ (1928)	1990	月桂樹と喪章：スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”
M. エヴァルト (1926)	1994	私がスポーツであった：勝者が次々に生まれたおとぎの国の真実と伝説
K. ヴィット (1965)	1994	規定演技と自由演技の間の私の人生
H. F. エルテル (1927)	1997	最高の時：回想録
G. ゼイフェルト (1948)	1998	その時なお何かをなさねばならない：規定演技と自由演技以上の私の人生
G. A. シュアー (1931)	2001	テーフェ 自伝：グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る
I. ガイペル(1960)	2001	見失われた競技：あるドーピング訴訟日誌
H. ヘトリッヒ(1932)	2004	スポーツ：私の大きな愛
N. ロガルスキー(1935)	2005	資格を付与されたが不適格となる：私はどのようにドイツ体育大学を過ごしたのか？
K. アンンプラー(1940)	2005	自転車のための人生：自伝
K. U. フーン (1928)	2007	私の第3の人生
H. レックナーゲル(1937)	2007	姿勢の問題：思い出

註：上記のK. ウルリッヒとK. U. フーンはK. フーンの本名である。

東ドイツのスポーツ史を再構成するための基礎的研究として、本研究では、ドイツ再統一後20年以上の時を経た今、東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを明らかにし、自叙伝的著作で語られたことなどとの比較のうえで、その特徴について若干言及したい。

II. 研究の方法

1. 個別の調査と紹介の必要性

2008年にG. ヴォンネベルガー²¹⁾より指摘されたことでもあるが、東ドイツスポーツ関係者のドイツ国内において住んでいる場所は現在異なり、生活も異なるので、一箇所で会議形態でのインタビュー調査は不可能であり、時間がかかっても個別に関係者を訪ね、調査を行う必要があった²²⁾。そして、調査は、既に面識のある者から紹介を受け、地道に行わねばならない状況

にあったが、本研究では、G. ヴォンネベルガーやH.J. タイヒラー²³⁾の紹介によって道が開けた。

2. 調査対象者

調査では、東ドイツ及び再統一後のドイツにおける立場、世代、性差などを考慮し、可能な限り様々な分野の数多くの関係者に会い、調査を実施することが望ましいと考えたが、まずは、自叙伝的著作を著した関係者への調査の可能性を探った。既に彼らの自叙伝的著作の内容を分析してきたので、彼らの生い立ちや関心を大筋理解していたからである。

3. 調査内容

調査に先立って、事前にメールで対象者全員に以下のことを伝えた。

1) 筆者は東ドイツスポーツ全般に関心があるが、従来それを主に政策史的に研究しており、特に、その時々の東ドイツにおけるスポーツのあり方や方向性を示し、影響を与えたと考えられる東ドイツの主なスポーツ関係規定の変遷な

どについて長く研究してきた。

2) その研究を深めるためにも、東ドイツスポーツ関係者の代表的な自叙伝的著作も分析してきた。そこでは、主に次のことが明らかになった。①それらの著作の中で、東ドイツスポーツに関連して多く述べられていることは、競技スポーツ、大衆スポーツ、党のスポーツへの干渉、自立性のないスポーツ組織、ソビエトの影響、スポーツと外交、ドーピング、シュタージュ、サッカーの偏重、ステートアマ、メディアとスポーツ、国家崩壊とスポーツなどに関することである。それらには実際に経験した者でしか知り得ない貴重な叙述も多くみられるが、鵜呑みにする訳にはいかない恣意的な叙述もみられる。②それらの叙述には、著者達の東ドイツ時代の職や地位、ドイツ再統一後の立場なども反映され、類似、相異がみられる。③G.シュピッツァーらの著作と同様、これらの著作においても、東ドイツスポーツのネガティブな側面について多くのことが語られている。④しかしその一方で、これらの著作では、東ドイツスポーツに対するネガティブな側面の強調、一面的理解、全般的批判に対して多くの反論もみられ、その傾向は2000年以後の著作で強まっている。このような主張や傾向には、ドイツ再統一後も続く東ドイツ、東ドイツ市民、東ドイツスポーツに対する不当な取り扱いなども反映しているように思われる。⑤東ドイツのスポーツシステムの独自性に関する叙述、第二次世界大戦以前のドイツスポーツとの連続性を窺わせる叙述、スポーツの政策的意図と民衆のスポーツに対する意識の差異を窺わせる叙述も見られる²⁴⁾²⁵⁾。

3) 上記のことをより知るためにもインタビュー調査を行っている。筆者は、東ドイツスポーツのネガティブな側面とされるドーピング、シュタージュなどだけを伺いたい訳ではない。調査当日は、主に自叙伝的著作の内容について伺いたい、東ドイツスポーツ全般について今考えていることも伺いたい。

4. 資料批判

調査によって得られる言説については、主観的、恣意的なものも予想されるので、先行研究や自叙伝的著作などと比較検討する。なお、得られた言説の中で従来あまり知られていない事柄については、研究や他の資料の蓄積を待って評価する必要があると考えられるので、現時点での評価は避け、今後の課題としたい。

III. インタビュー調査の実施

調査は、2009年から2012年にかけて、ドイツのベルリン及びマクデブルクの私宅等で行った。表-2は、調査の年月、場所、対象者：紹介者、

対象者の東ドイツ時代の職業、再統一後の立場、職業などである。自叙伝的著作のないU.ヴィレへの調査の予定はなかったが、K.フーンの紹介で実施することになった。この時期、M.ザイフェルト、M.エヴァルトは既に亡くなっており、K.アンブラー、H.レックナーゲルは病気であった。また、表-3は、インタビュー対象者の氏名、自叙伝的著作とその概略である。

IV. インタビューの内容

上記のように、筆者の研究や伺いたい事柄についてはメールで対象者に知らせてあったが、調査当日の会話の内容は多岐にわたった。各人との主な内容は以下の通りである。

1. **H.ヘトリッヒ**：大衆スポーツに長く携わったH.フーンとは、主に大衆スポーツ、スポーツ共同体、職場スポーツ共同体、スポーツボランティアなどについて話し合った。

2. **K.フーン**：ソビエト占領地区時代からの著名なスポーツジャーナリストであったK.フーンとは、主にスポーツにおけるソビエトの影響、大衆団体の権限の拡大、東ドイツスポーツのポジティブな側面とネガティブな側面、1990年の著作と2007年の著作の違い、ドーピング、スポーツ関係規定について話し合った。

3. **G.A.シュアア**：東ドイツで最大の人気選手であり、引退後ドイツトゥルネン・スポーツ連合幹部、人民議会議員を務めたG.A.シュアアとは、主に学校スポーツ共同体、競技スポーツの種目と地域、スパルタキアード、職場スポーツ共同体、スポーツシステムの改編、スポーツボランティア、ドーピング、スポーツ関係規定について話し合った。

4. **U.ヴィレ**：ドイツ体育大学卒の国家的資格を持つトレーナーであったU.ヴィレとは、主に競技スポーツの後継者養成制度、トレーナーの実際の活動、ドーピングについて話し合った。

5. **I.ガイペル**：ドーピングの被害者でもあり、東ドイツのドーピングを徹底的に糾弾するI.ガイペルとは、主にドーピング、シュタージュ、東ドイツスポーツのポジティブな側面とネガティブな側面、大衆スポーツ、スポーツ関係規定について話し合った。

V. 東ドイツスポーツ及びその周辺に関する言説

ここでは、インタビュー調査において、東ドイツスポーツ及びその周辺について語られた主な事柄を纏めておきたい。予め筆者の研究などを伝えていたためか、上述のようにインタビューの内容が多岐にわたったので、筆者は内容を分析し、以下のように分類した。

表－２ ドイツにおけるインタビュー調査の実施と対象者など

年 月	場 所	対象者：紹介者	対象者の東ドイツ時代の職業など	対象者の再統一後の立場、職業など
2009年12月	ベルリン	H.ヘトリッヒ： G.ヴォンネベルガー	表舞台に立つことなく長く大衆スポーツに携わったスポーツ幹部	東ドイツ、東ドイツスポーツを擁護する立場、東ドイツスポーツ関係者の親睦団体「スポーツと社会」の会長
2010年11月	ベルリン	K.フーン： H.ヘトリッヒ	最も著名なスポーツジャーナリスト	ドイツ社会主義統一党の後継政党のオピニオンリーダー、スポーツ史家、出版業者
2011年11月	マクデブルク	G.A.シュアー： K.フーン	最も著名なスポーツ選手、ドイツトゥルネン・スポーツ連合幹部、人民議会議員	東ドイツ、東ドイツスポーツを擁護する立場、実業家、ドイツ社会主義統一党の後継政党選出のドイツ連邦議会議員
2011年11月	マクデブルク	U.ヴィレ： K.フーン	ドイツ体育大学卒の国家資格のあるトレーナー	東ドイツの国家資格のあるトレーナーとして、再統一後のドイツにおいても上級では唯一トレーナーの仕事を長く務める
2012年7月	ベルリン	I.ガイペル： H.J.タイヒラー	女性陸上選手、ドーピングの被害者、再統一前に西ドイツへ移住	東ドイツの国家的ドーピングを徹底して糾弾、作家・大学講師

表－３ インタビュー対象者の自叙伝的著作とその概略

氏 名	自叙伝的著作	自叙伝的著作の概略
K.フーン	月桂樹と喪章：スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”（R.フクスとの共著）	同著は、オリンピック大会で2度金メダルを獲得した女性アスリートR.フクスと政府に近いジャーナリストであったK.フーンが、1990年秋不評を被り、急速に崩れた東ドイツスポーツについて、体験をもとに論議したものを纏めた書である。
K.フーン	私の第三の人生	東ドイツの政権政党であったドイツ社会主義統一党の機関誌ノイエス・ドイチェラント紙のスポーツチーフであったK.フーンは、ドイツ再統一後、出版社を立ち上げ、自らも筆をとっている。同著では、再統一後のドイツの状況と彼の歩みが主に記されている。
G.A.シュアー	テーフェ 自伝：グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る	同著は、東ドイツスポーツ界最大のスター（自転車の名選手）であり、また、ドイツ再統一後も含め長く政治活動（1958—1990年東ドイツ人民議会議員、1998—2002年ドイツ連邦議会議員）に携わったG.A.シュアーがその70年の歳月を綴った書である。
I.ガイペル	見失われた競技：あるドーピング訴訟日誌	同著は、東ドイツの世界的女性陸上選手であった作家I.ガイペルが、東ドイツ女性アスリート達のドーピング訴訟及び結果をスケッチ、補完した書である。
H.ヘトリッヒ	スポーツ：私の大きな愛	同著は、表舞台に出ることなく東ドイツで大衆スポーツに長く携わったスポーツ幹部H.ヘトリッヒが、その人生とスポーツとのかかわりを綴った書である。

1. 児童・青少年スポーツ

学校スポーツ共同体：学校スポーツクラブにあたる学校スポーツ共同体 (Schulsportgemeinschaft) は、第二次世界大戦以前のドイツや西ドイツにない東ドイツ独自のものであった。その大学での設立はドイツ社会主義統一党の決議によって1951年に定められていたが、1956年にはそれを課外スポーツの中心とすることが法的に定められた²⁶⁾。現役引退後東ドイツのスポーツ統括団体であるドイツトゥルネン・スポーツ連合幹部も務めた G.A.シュアーは、この学校スポーツ共同体について、1956年に「法的に規定されていたが、徹底されたのは1961年からであった。それには二つのグループがあり、選手のためのものと普通のものがあった」と従来あまり知られていない事柄を語った。東ドイツ独自とされ、競技スポーツの後継者選抜の一端も担ったと考えられる学校スポーツ共同体に関する G.A.シュアーの言説は大変興味深い。学校スポーツ共同体に関する研究は進んでいない。また、G.A.シュアーの言説からは、東ドイツにおいて法的に規定された事柄が徹底して実行されるには時間を要した可能性も窺える。

2. 競技スポーツ

1) 競技スポーツの種目と地域：東ドイツは競技スポーツで世界の注目を集めた。東ドイツ崩壊寸前まで長きに渡ってスポーツ幹部であった M.エヴァルトは、その要因の一つに各県スポーツクラブへの促進スポーツ種目の分散をあげている²⁷⁾。これに関連して、G.A.シュアーは、「競技スポーツでは気候などだけで種目や地域が決められたのではなく、経済的なことも考慮された」と従来あまり知られていない事柄を語った。

2) 後継者の選抜：東ドイツのスポーツ競技力向上については、従来から優れた後継者養成制度などもあげられている。長くトレーナーとして、後継者選抜に実際に携わった U.ヴィレは、「身長、能力、トレーニング成果などが考慮された。東ドイツでしかできなかったかもしれない」と語った。東ドイツにおける後継者選抜に関して、身長などが考慮されたことは従来から語られていることであるが、U.ヴィレの東ドイツでしかできなかったかもしれないという理由は不明であり、今後究明する必要がある。

3) スパルタキアード：1966年から始まった東ドイツのスパルタキアードが同国のスポーツ競技力向上に重要な役割を果たしたことは周知のことである。G.A.シュアーも、「それは後継者を取り込み、その才能を伸ばすものであった」とその役割について語った。スパルタキアードについて、G.A.シュアーは、その著作では、それはタレント発見のためにのみあったのではなく、

多くの青少年の参加と熱狂があり、住民の協力があったこと、オリンピック種目でない種目も競技として行われていた所もあったことなどを述べている。このようなスパルタキアード別の側面については M. ザイフェルトもその著作の中で述べているが、M. ザイフェルトはこのような状況も沢山の参加者数、すべてのスポーツ種目ということよりも記録が重視されていったとも述べていることなどから、スパルタキアードの役割及び変容については今後も検討が必要であろう。

3. 大衆スポーツ

1) 大衆スポーツの軽視：競技スポーツに対し従来から遅れが指摘されてきた東ドイツの大衆スポーツについて、著名な陸上選手でもあった I.ガイペルは、競技スポーツに対し、「東ドイツは大衆スポーツに力を入れていなかった」と語った。I.ガイペルはその根拠を語らなかったが、後述するようにその言説には I.ガイペルの東ドイツ時代の経験や再統一後の立場なども反映しているように考えられる。一方、H.ヘトリッヒは、スポーツ共同体 (Sportgemeinschaft) や職場スポーツ共同体 (Betriebssportgemeinschaft) におけるスポーツの組織化や活動を自らの長い経験に基づいて具体的に述べ、東ドイツの大衆スポーツ軽視という指摘は「事実と異なる」と反論した。H.ヘトリッヒの言説については、2000年以前には再統一後も東ドイツスポーツを擁護する立場の K.フーンも含め、東ドイツスポーツ関係者の多くが東ドイツにおける大衆スポーツの軽視を語っていたことなどから、今後も検討が必要であろう。

2) スポーツ共同体：H.ヘトリッヒは、ドイツに伝統的なスポーツフェライン (Sportverein) に代わるスポーツ共同体について²⁸⁾、「自治体や企業など様々な形態があった。大きな企業のスポーツ共同体が財政的に豊かであり、東ドイツ崩壊寸前まで多くの種目で数多くの競技会を実施していた」ことなど従来あまり知られていない事柄を語った。この言説は従来になく大変貴重と言えるが、注意を要する箇所もある。それは、特に1970年以後東ドイツにおいて促進するスポーツ種目が限定され、促進種目から外れた種目が衰微していったことを M. ザイフェルトがその著作の中で述べているからである。

4. ソビエトの影響と東ドイツスポーツの独自性

1) ナチスにかかわったスポーツ関係者の排除：第二次世界大戦後、占領下のドイツでは、スポーツ分野においても非ナチ化が遂行された。ソビエト占領地区におけるナチスにかかわったスポーツ関係者の排除について、K.フーンは、

「ソビエトというより、ベルリンの司令官の影響が大きかった」と当時の状況を語った。同時代を過ごし、ジャーナリストとして活動していた K.フーンの言説は貴重であるが、その根拠は不明である。

2) 職場スポーツ共同体：東ドイツの職場スポーツ共同体について、H.ヘトリッヒは、それを「ドイツスポーツ史において前例のないものであった」とその独自性を語った。また、G.A.シュアーは、職場スポーツ共同体について、「お金の出所があるところとないところで異なり、後者ではドイツツルネン・スポーツ連合からお金が出された。両方から出されたところはない」とその区分を語った。H.ヘトリッヒと G.A.シュアーの言説は貴重と考えられるが、その根拠は不明である。しかし、H.ヘトリッヒと K.アンブラーが、その著作の中で、東ドイツにおいて職場スポーツ共同体は競技スポーツと大衆スポーツの両面で重要な役割を担ったと述べていることなどから、職場スポーツ共同体についてはその独自性の他、様々な側面から今後研究を進める必要がある。

3) ソビエトスポーツシステムの模倣と相異：スポーツ分野でのソビエトの影響について、従来の著作では、スポーツの政治化、模倣と相異などが述べられている。ソビエトのスポーツシステムの移入について、K.フーンは、「ソビエトからスポーツの組織や協会は受け入れたが、何でもそう、そのままではない。ソビエトから学んだが、東ドイツはソビエトより組織するのが上手かった」と語った。この言説は、M.エヴァルトの著作にあるドイツスポーツの伝統・経験を考慮し、ソビエトのスポーツシステムの模倣は他の社会主義国家よりも少なかったという叙述と関連し大変興味深い。K.フーンは具体的な内容やその背景を語っていない。

4) ソビエトスポーツシステムからの方向転換：東ドイツのスポーツ史家 L.スコルニクは、再統一後の著作において、東ドイツ時代のスポーツ史書とは異なり、1950 年の東ドイツにおけるスポーツ組織再編について、「ソビエトをモデルとし」²⁹⁾と記し、1950 年代後半の東ドイツのスポーツシステム改革について、それを「すべてを国家的に組織しようとするソビエトモデルからの方向転換」³⁰⁾と記している。後者について、G.A.シュアーは、「ソビエトのシステムは国家が中心であったが、東ドイツは 1957 年にやり方を変えた。それにはお金の問題もあった」と語った。この言説は上述の K.フーンの言説と関連するとともに、L.スコルニクの叙述を裏づける興味深い言説であるが、「国家が中心」「お金の問題」とは何かなどについて今後明らかに

する必要がある。

5. スポーツシステムの改編

1) 1970 年の国家身体文化・スポーツ委員会の改組：東ドイツでは、1952 年の「国家身体文化・スポーツ委員会の設置に関する命令」によって、同委員会はスポーツ分野の最高機関として位置づけられた。同委員会は、以後中長期的で総合的なスポーツ関係規定を発するなど同国のスポーツ政策に主要な役割を果たしたが、1970 年に同委員会は改組され、以後同国において中長期的で総合的なスポーツ関係規定はみられなくなった。この改組について、G.A.シュアーは、「国家がスポーツに強くかかわっていないことを外国にアピールする必要もあった」と語った。この改組については従来明らかにされていないが、このことは後述する大衆団体の権限の拡大とも関連し、1950 年代から西側諸国が東ドイツが政治的にスポーツに強く介入していると批判し続けていたことなどもその改編の背景にあったように思われる。

2) スポーツシステムの改編と経済：東ドイツのスポーツシステムの改編について、G.A.シュアーは、「スポーツシステムは経済の状況に応じて変わっていった」と従来知られていない事柄を語った。東ドイツはその経済分野の成長によって社会主義の模範、東欧共同体のモデルとされたが、1970 年代半ば以降経済の停滞がみられ始めた。経済状況とスポーツシステムの改編の関連という G.A.シュアーの言説は大変興味深い。このことについても従来明らかにされていない。

6. スポーツ関係規定

1) 1970 年以後中長期的で総合的なスポーツ関係規定が少ない理由：東ドイツはスポーツ関係規定の数が多くその種類も多いことも特徴であったが³¹⁾、1970 年以後スポーツ関係規定は少なくなり、中長期的で総合的なスポーツ関係規定もみられなくなった。この理由について、K.フーンは、「1970 年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼできあがったからではないか。例えば、促進するスポーツ種目としない種目の区分も 1968 年になされていた」と語った。一方、G.A.シュアーは、「1970 年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼ出来上がっていたからではないか。国家的なスポーツ関係規定はスポーツシステムが出来るまで出されたのではないか。1970 年以後総合的な国家的スポーツ関係規定はなかったが、ドイツツルネン・スポーツ会議の決議はあった」と語った³²⁾。これらの言説は、スポーツ関係規定が東ドイツにおけるスポーツシステムの構築に一定の役割を果たしたことを窺わせるが、その効力などに

については従来明らかにされていない。一方、I.ガイペルは、「スポーツ関係規定など、一般的な国民は知らなかった」と語ったが、その根拠は不明である。

2) 大衆団体の権限の拡大：1974年の「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴は、大衆団体であるドイツツルネン・スポーツ連合の権限を拡大したことにあるように思われる。スポーツ分野での国家的機関と大衆団体の関係については、1960年代に入って、「第2次青少年法」「東ドイツ国家評議会の決定」などによって、ドイツツルネン・スポーツ連合の権限が次第に強められてきたが、「第3次青少年法」によって、大衆スポーツのみならず、東ドイツスポーツ全般においてドイツツルネン・スポーツ連合が法的に大きな権限を持つようになった。このように大きな権限を委ねたことについて、K.フーンは、「大衆団体であるドイツツルネン・スポーツ連合の地位を高め、その会員の政治参加意識を高めるためのパフォーマンスとして、また、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールするためなどに必要であった」と語った。政権政党であったドイツ社会主義統一党にとって体制安定化を図るために重要であったのが大衆団体であった。そこでは党は人的結合でより簡単に影響力を行使できたからである。K.フーンの語るように、東ドイツにおいて大衆団体の地位を高めようとする動きは1980年代では独自の議員団を人民議会に送り込んだ農民相互援助連盟などにみられる。また、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールするためなどの必要性については、上述したように、西側諸国から東ドイツが政治的にスポーツに強く介入していると批判されていたことなども背景にあるように考えられる。

7. ドイツ体育大学卒業後のトレーナーの活動

地区の移動と多種目の指導：東ドイツはスポーツ科学でも世界の注目を集めたが、ドイツ体育大学はその中心地であった。同大学に1960-1964年に在籍したU.ヴィレは、国家資格のあるトレーナーとして「卒業後は主に国内の競技センターで活動し、3年毎に地区を移った。専門は格闘技であったが、多種目を指導した」と自らの経験を語った。再統一後のドイツにおいても上級では唯一トレーナーを長く務めたU.ヴィレの言説は貴重であるが、競技引退後トレーナーも務めたG.A.シュアーとG.ゼイフェルトの著作では3年毎の地区移動等の叙述はみられないことなどから、ドイツ体育大学を卒業したトレーナーがU.ヴィレと同じ様な活動をしていたのかは不明である。

8. スポーツボランティア

ボランティアとその区分：自叙伝的著作では、東ドイツの競技スポーツや大衆スポーツを支えたものとしてボランティアの存在があげられている。G.A.シュアーは、「ボランティアには約100人の専任と非常勤の者がおり、彼らにはお金が出ることもあった」と語り、H.ヘトリッヒは、「ボランティアは誰でもなれるというものでなく、決められた者になった」と語った。それらはあまり知られていない事柄であった。東ドイツのボランティアについても従来明らかにされていないが、G.A.シュアーやK.フーンがその著作の中で東ドイツのポジティブな側面として何度も取り上げていることなどから今後究明する必要がある。

9. ドーピング

1) ドーピングの経験：国家崩壊以前からセンセーショナルに報じられていた東ドイツのドーピングについて、I.ガイペルは、選手時代に「早い時期から説明の無いまま薬剤を渡されていた。ビタミン剤と称して。24歳の時怪我をし、十分な説明のないまま全身麻酔され、手術された」ことなど自らの経験を赤裸々に語った。I.ガイペル自身のドーピングについては調査で初めて知ったが、I.ガイペルの著作には数人の女性選手のドーピングの様子が詳細に記されている。

2) ドーピング被害者の苦しみ：I.ガイペルは、「ドーピングの被害者は東ドイツ時代だけでなくドイツ再統一後も後遺症、周囲の理解のなさ、立場の弱さなどで苦しんでいる」とその実情を語った。東ドイツスポーツ選手のドーピングによる後遺症については周知のことであるが、後遺症に苦しむ選手を長期取材し、共にドーピング裁判を戦ったI.ガイペルの「周囲の理解のなさ」「立場の弱さ」という言説は生々しいものがある。

3) ドーピング批判への圧力：ドーピング批判を展開するI.ガイペルは、ドーピング被害者の「真実を著し、救済を手助けしようと思った。そうした動きは反発を招き、いつも嫌がらせにあっている。嫌がらせの電話が絶え間なくあり、危険な目にあったことも一度ではなかった。今は立場があるので少ない。昔は車から引きずり出されたこともあった。一度ではなかった」と自らの経験も含めドーピング批判の状況を語った。このようなドーピング批判者への絶え間ない圧力を聞いたことも初めてであった。

4) ドーピングに関する近年の無言の了解：I.ガイペルは、「ドーピングについては、近年政治的に無言の了解がある。西は東を、東は西を悪く言わないのが現状、西も共犯者であったから。東ドイツにおいて西ドイツの薬剤が売られていたこともあった」と、外国ではあまり知られていないドイツ国内の近況を語った。このことは、

2000年以前に K.フーンや M.エヴァルトがその著作で述べていた西ドイツにおけるドーピングが次第に明らかとなり、多くの人々が知ることになったことなども関連するように考えられる。

5) 競技者とトレーナーの言説：一方、一流競技者であった G.A.シュアーと国家資格のあるトレーナーであった U.ヴィレは、「ドーピングをあまり感じたことはなかった。自分達とは関係がない」と語った。しかし、その著作において G.A.シュアーは、東ドイツ後期におけるドーピング薬剤の存在を認めつつも、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤（支援的薬剤）使用の例を述べ、それがドーピングかどうかの判断は難しいと曖昧な叙述をしていることから、これらの言説については今後検討する必要がある。また、名スキージャンパーであった H.レックナーゲルは、その著作の中で、ドーピングなしでも最高のパフォーマンスは可能であるが、医学的援助は存在したと述べている。

10. シュタージ

1) 競技者の監視：国家崩壊後、ドーピングと同様センセーショナルに報じられた東ドイツの秘密警察である国家保安省（シュタージ）によるスポーツの監視について、I.ガイペルは、オリンピック準備期間に「合宿で外国選手と恋に落ち、それは直ぐにシュタージの知るところとなった」と自らの経験を語った。後に、彼女はイェナ大学でドイツ文学研究を始めたが、反体制者との接触によって、学位論文請求は拒否された。シュタージによる競技者の監視については、K.ヴィット、K.アンブラー、H.レックナーゲルもその著作の中で自らの経験を述べている。

2) シュタージ文書の信憑性：ドイツ再統一後、ガウク機関³³⁾に集められたシュタージ文書の信憑性について、K.フーンは、「疑わしい」と語り、一方、I.ガイペルは、「リアリティがあり、被害者は信じている。内容に誤りもあるが、もう一度あらためた方が良い」と語った。K.フーンは、2007年のその著書において、シュタージ文書によって再統一後多くの東ドイツ市民（スポーツ選手を含む）が不当な疑惑をかけられ、被害を被ったことを数多く記しているが、それは2005年にK.フーン自身にシュタージ疑惑がかけられたことも関連するように思われる。

11. 東ドイツスポーツのポジティブな側面

東ドイツスポーツのポジティブな側面：東ドイツスポーツのポジティブな側面として、H.ヘトリッヒは、スポーツのボランティアの存在をあげ、K.フーンは、「例えば、キーバウムに設置された高地トレーニング用の低圧室。フィンランドなどは真似たが、1990年ドーピングとなっ

た。商業主義的でなかったこと。昔はトレーナーと選手は1対1で、トレーナーがすべてを決めることができた。今はマネージャーがついていることもある。サッカーには優遇はあったが商業主義的でなかった。タレントの発掘と育成システム。213の郡で行われていたスパルタキアードはそのためだけにあったわけではなかったが。情報を共有した。ドイツ体育大学などにスポーツ関係者は年に一度6週間ほど集まり、情報交換合宿をした。それはドイツ体育大学以外でも行われた。1938年のチェコ併合をその時イギリス、フランスは認めたが、1945年に認めなくなった。東ドイツスポーツもそう。1989年に見方が変わった」と語った。H.ヘトリッヒと K.フーンの言説は東ドイツスポーツ関係者などによって従来から語られていることが多いが、情報交換合宿などは従来あまり知られていない事柄であった。直接的ではないが、東ドイツ時代に出版された『東ドイツスポーツ編年史』と比べて再統一後東ドイツスポーツ史家を中心となって出版された「東ドイツドイツスポーツ編年史」では、トレーナーの中央会議、スポーツ種目別の会議、トレーニング法の専門雑誌の掲載など、東ドイツにおけるスポーツ科学にかかわる情報共有に関してより多くのことが記されている。一方、I.ガイペルは、ポジティブな側面について、「何があるというのか。言うことはない」と語った。I.ガイペルの言説は、自らがドーピングの被害者であったことなどと関連するように思われる。

12. 東ドイツスポーツのネガティブな側面

東ドイツスポーツのネガティブな側面：H.ヘトリッヒ、K.フーン、G.A.シュアー、U.ヴィレは、東ドイツスポーツのネガティブな側面を殆ど語らなかった。一方、I.ガイペルは、「東ドイツはスポーツにももの凄なお金を使って、システムをつくった。それはポリティカルな関心からであった。東ドイツは1700万人ほどの経済的に小さい、目立たない、アイデンティティに不安な面もある国家であった。アイデンティティをつくるために、力をみせようとした。ドーピングは最もネガティブな問題であった。ナチス期にもスポーツは利用されたが、東ドイツは武器としたスポーツに女性を利用したことが問題である。理由や説明無く薬剤を投与した」と語った。この I.ガイペルの言説からは東ドイツの国家的なドーピング関与が窺えるが、I.ガイペルはその根拠を示していない。一方、K.フーンは、ドーピングについて、「東ドイツ後期にはドーピング薬剤はあったが、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤の使用はそれがドーピングかどうかの判断は難しい」と曖昧な

発言をしている。先に述べたように、G.A.シュアアの著作には、K.フーンが語ったことと同様の内容がみられることから、K.フーンのドーピングに関する言説には恣意的なものを感じられる。

13. 東ドイツスポーツ批判に対する反論

一方的な東ドイツスポーツ批判に対する反論：K.フーンは、ドイツ再統一後の東ドイツ及び東ドイツスポーツに関する不満について、「1990年の時点で、他の人と同様、私は東ドイツと東ドイツスポーツが何故滅んだのかわからなかった。独裁であったルーマニアにはなかったが、東ドイツには魅力的なものもあった・・・1990年には東西は兄弟と思っていたが、その後その関係は壊れた。更に東ドイツがダメであると認識が流布された。最近ブランデルク市長は東ドイツ時代の良かったものまで潰してしまったと発言したが。このようなことから私は2007年に戦うことにした」と語った。K.フーンは、東ドイツ時代のスポーツについて、再統一直後の1990年の著作ではネガティブな側面にも言及しているが、2007年の著作ではそれはみあたらず、東ドイツ、東ドイツスポーツの不条理な取り扱いに関してより多く言及している。今回の調査の言説からは、約20年間におけるK.フーンの心情の移り変わりや、2007年の著作が意識的に書かれたものであることが窺える。また、このような不満は、K.フーン、H.F.エルテル、G.A.シュアア、H.ヘトリッヒ、N.ロガルスキー、H.レックナーゲルなどの著作にもみられる。それは、先に述べたように、東ドイツスポーツに対するネガティブな側面の強調、一面的強調、全般的批判、再統一後西ドイツ出身のスポーツ史家によって書かれた東ドイツスポーツ史にかかわる誤った叙述や作為的内容、東ドイツスポーツ関係者やその著作を無視するようなドイツの状況などに対するものである。

VI. 結びに代えて

ここでは、旧東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査を通じて明らかになった語られた内容を纏めつつ、その特徴について若干言及したい。

2009年から2012年の今回の調査において、関係者によって東ドイツスポーツ及びその周辺について主に語られたことは、上述のように、児童・青少年スポーツ、競技スポーツ、大衆スポーツ、ソビエトの影響と東ドイツスポーツの独自性、スポーツシステムの改編、スポーツ関係規定、トレーナーの活動、スポーツボランティア、ドーピング、シュタージュ、東ドイツスポーツのポジティブな側面とネガティブな側面、東ドイツスポーツ批判に対する反論に関することであった。

自叙伝的著作で多く語られたことと比較すると、ドーピングに関することが多いことなど偏りがあるが、それは実施できた調査の数が少なかったことや、調査の内容が主に自叙伝的著作の内容に関するものであったことなどによるものと思われる。

調査で語られた時代の証言者による東ドイツの社会やスポーツに関する個人的見解は、自叙伝的著作で多く語られたことと同様、貴重と言える。スポーツ共同体の状況、トレーナーの活動、ドーピングの状況などは、公文書などからでは知り得ないからである。

ただ、語られた言説には、上述のように、自叙伝的著作と同様、類似、相異がみられた。このことは、大衆スポーツやドーピングにかかわる言説に端的にあらわれている。大衆スポーツに関しては、陸上選手であったI.ガイペルが東ドイツは大衆スポーツに力を入れていなかったと語ったのに対し、H.ヘトリッヒは、スポーツ共同体や職場スポーツ共同体におけるスポーツの組織化や活動を自らの長い経験に基づいて具体的に語り、東ドイツの大衆スポーツ軽視という指摘は事実と異なると反論したのである。ドーピングに関しては、I.ガイペルが自らの経験を赤裸々に語るとともに、東ドイツの国家的なドーピングの実施を示唆したのに対し、著名なスポーツジャーリストであったK.フーンは、東ドイツ後期にはドーピング薬剤はあったが、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤の使用はそれがドーピングかどうかの判断は難しいと曖昧な発言をし、一流競技者であったG.A.シュアアと国家資格のあるトレーナーであったU.ヴィレは、「ドーピングをあまり感じたことはなかった。自分達とは関係がない」と東ドイツにおけるドーピングを否定したのである。

また、再統一後も東ドイツ、東ドイツスポーツを擁護する立場にあるK.フーン、G.A.シュアア、H.ヘトリッヒ、U.ヴィレは東ドイツスポーツのネガティブな側面を殆ど語らなかった。このことは、ドイツ再統一直後の自叙伝的著作より、2000年以後の著作の特徴と一致する。この理由は、先述したK.フーンの言説にみられるように、再統一後も続く、東ドイツ、東ドイツ市民、東ドイツスポーツに対する不条理な取り扱いなども関係するように思われる³⁴⁾。一方、自身がドーピングの被害者であり、東ドイツのドーピングを徹底して糾弾しているI.ガイペルは、東ドイツスポーツのポジティブな側面を全く語ることはなかった。このような差異は予想以上のことであり、語られた言説には、証言者の東ドイツ及び再統一後のドイツにおける職業、地位、立場、経験などが強く反映していると考えられ、

恣意的な言説については慎重な取り扱いが必要であろう。

今回の調査では、東ドイツスポーツの独自性に関する言説も得ることができた。このことは、自叙伝的著作にもみられたが、調査では、東ドイツのスポーツシステムやスポーツ関係規定の変容など、我々が今まであまり知ることのなかった事柄も語られた。とりわけ、ソビエトのスポーツシステムからの方向転換や東ドイツ独自のスポーツシステムの構築を示唆する G.A. シュアーや K.フーンの証言などは、スポーツ史家 L. スコルニクのドイツ再統一後のスポーツ史叙述を裏づけ³⁵⁾、ソビエトのスポーツと東ドイツのスポーツの違いを考えるうえで重要となろう。

普段はインタビュー調査を受け付けない K.フーン、ドーピングの被害者であるとともにドイツにおける重要なドーピングの裁判にも影響を及ぼした著作を著した I.ガイペルなどに調査できたことや³⁶⁾、自叙伝的著作の内容の理解を深められたことなどが今回の研究成果と言える。しかし、予定していた数、そして様々な立場の関係者に調査できなかったことは残念な結果であった。コンタクトをしながらも諸事情で今回調査が適わなかった関係者には、時間がかかっても是非調査を実施したいと考えている。また、今回の調査では、東ドイツの学校スポーツ共同体の状況、競技スポーツの種目と地域、スポーツ共同体の状況、スポーツシステムの改編と経済、スポーツボランティアの状況、ドイツスポーツ大学などにおけるスポーツ関係者の定期的な情報交換合宿など従来あまり知られていない事柄や、恣意的と感じられる言説もあった。それらについては、今後他の資料などで比較分析するとともに、再度の調査やメールなどを通じて理解を深めていきたいと考えている。

註及び文献

- 1) 例えば次を参照。Bernett, Hajo, Prolegomena zur historischen Aufarbeitung des Systems von Sport und Körperkultur in der DDR, in: Stadion, 16 (1990), S. 1-36. 東ドイツの歴史学の問題については例えば次を参照。仲井斌、ドイツ史の終焉—東西ドイツの歴史と政治、早稲田大学出版部：東京、2003年。
- 2) Spitzer, Giselher / Teichler, Hans Joachim / Reinartz, Klaus (Hg.), Schlüsseldokumente zum DDR-Sport: Ein sporthistorischer Überblick in Originalquellen. Meyer & Meyer Verlag: Aachen, 1998.
- 3) 船井廣則、「歴史」としての東独スポーツ、スポーツ史研究、第18号、2005年、43-48頁。
- 4) 例えば次を参照。Huhn, Klaus Ullrich, Mein

- drittes Leben. Spotless-Verlag: Berlin, 2007.
- 5) ここで自伝ではなく自叙伝的著作と用語を用いているのは、これらには、「自ら書いた自分の伝記。自叙伝」以外のものも含まれているからである。
- 6) Buss, Wolfgang / Becker, Christian (Hg.), Der Sport in der SBZ und frühen DDR: Genese - Strukturen - Bedingungen. Verlag Karl Hoffmann: Schorndorf, 2001, S. 50-52.
- 7) 藤井政則、スポーツの崩壊—旧東ドイツスポーツの悲劇、不味堂出版：東京、1998年。
- 8) Seifert, Manfred, RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS: Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten. Verlag Bock & Kubler: Berlin, 1990.
- 9) Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus, Lorbeerkrone und Trauerflor: Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR. Dietz Verlag: Berlin, 1990.
- 10) Ewald, Manfred, Ich war der Sport: Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger. Elefant Press: Berlin, 1994.
- 11) Witt, Katarina, Meine Jahre zwischen Pflicht und Kür. C.Bertelsmann Verlag: München, 1994.
- 12) Oertel, Heinz Florian, Höchste Zeit: Erinnerungen. Das Neue Berlin: Berlin, 1997.
- 13) Seyfert, Gaby, Da muß noch was sein: Mein Leben - mehr als Pflicht und Kür. Das Neue Berlin: Berlin, 1998.
- 14) Schur, Gustav-Adolf, TÄVE, Die Autobiographie: Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben. Das Neue Berlin: Berlin, 2001.
- 15) Geipel, Ines, VERLORENE SPIELE: Journal eines Doping-Prozesses. Transit Buchverlag: Berlin, 2001.
- 16) Hettrich, Hasso, SPORT - MEINE GROSSE LIEBE. Spotless-Verlag: Berlin, 2004.
- 17) Rogalski, Norbert, Qualifiziert und ausgemustert: Wie ich die DHfK erlebte. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005.
- 18) Ampler, Klaus, Mein Leben für den Radsport: AUTOBIOGRAPHIE. MedienService Gunkel & Creutzburg: Gotha, 2005.
- 19) Huhn, Klaus Ullrich, Mein drittes Leben. Spotless-Verlag: Berlin, 2007.
- 20) Recknagel, Helmut, Eine Frage der Haltung: Erinnerungen. Das Neue Berlin: Berlin, 2007.
- 21) G.ヴォンネベルガーは1967年から1991年までドイツ体育大学に勤務した東ドイツの代表的なスポーツ史家であり、1971年から1983年まで国際スポーツ史学会会長を務めた。
- 22) G.ヴォンネベルガーから筆者への私信(2008年11月)。
- 23) ポツダム大学教授、東ドイツスポーツ史に関係する著作を数多く出版している。

- 24) 實學淳郎、旧東ドイツスポーツ関係者が語る東ドイツスポーツ—自叙伝的著作(1990-1998年)の分析を中心に—、スポーツ史研究、第21号、2008年、43-55頁。
- 25) 實學淳郎、旧東ドイツスポーツ関係者の言説—自叙伝的著作(2001-2007年)の分析を中心に—、体育史研究、第29号、2012年、19-30頁。
- 26) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 21, 2.22.1956, S. 183-184.
- 27) Ewald, Manfred, Ich war der Sport: Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger. Elefant Press: Berlin, 1994.
- 28) ソビエト占領下のドイツでは、ブランデンブルク州を除く4州において、スポーツ共同体登記に関する規定が、1948年11月から1949年1月の間に出されている。
- 29) Skorning, Lothar, CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955, in: BEITRÄGE ZUR SPORTSGESCHICHTE, 2 (1996), S. 6.
- 30) Skorning, Lothar, CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960, in: BEITRÄGE ZUR SPORTSGESCHICHTE, 3 (1996), S. 11.
- 31) Knecht, Willi, Das Medaillenkollektive: Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR. Verlag Gebr. Holzappel: Berlin, 1978.
- 32) 東ドイツの体育協会にあたるドイツトゥルネン・スポーツ連合の設立は1957年であり、その総会であるドイツトゥルネン・スポーツ会議は数年毎に開催された。
- 33) 1989年秋に東ドイツ各地で民主化を求める市民集会が発生したとき、先頭に立つ指導者の一人がJ.ガウクであった。統一後、彼は政府受託機関で、シュタージが非公式協力者を使って集めた個人情報調査検証する任務を委託された。2000名を超すその組織は、その複雑な名称から一般にガウク機関と呼ばれた。
- 34) 例えば、東ドイツのトレーナーや幹部の養成、競技スポーツやスポーツ科学の中心地であったドイツ体育大学は解体され、ライプツィヒ大学の一学部に改組され、旧教職員の殆どは解雇された。職員の解雇に関しては、ドイツトゥルネン・スポーツ連合も同様であった。国家的な支援を失った競技スポーツ選手は、希望を失って引退する者がいる一方で、優秀な選手は西側へ移住するか、プロ化の道を模索した。東ドイツスポーツを支えたトレーナーもほぼすべて解雇され、再統一後のドイツにおいても上級で長く仕事を続けられたのは、今回の調査に応じてくれたU.ヴィレのみであった。ドイツ体育大学に長く務めたN.ロガルスキーは、ドイツ体育大学が優れた能力を持ち、スポーツ科学などで諸外国のスポーツにも貢献してきたにもかかわらず、再統一後その政治性のみで否定され、解体されたことを問題視している。次を参照。Rogalski, Norbert, Qualifiziert und ausgemustert. Wie ich die DHfK erlebte. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005.
- 35) このことについては例えば次を参照。實學淳郎、東ドイツスポーツ史の再構成—「東ドイツスポーツ編年史」(1995-1998)を中心として、大熊廣明監修『体育・スポーツ史にみる戦前と戦後』所収、道和書院：東京、2013年、196-213頁。
- 36) 多くのスポーツ選手(その多くは無意識に)と同様、I.ガイペルも東ドイツの組織的ドーピングシステムに取り込まれていた。2000年の東ドイツ強制ドーピング裁判において、彼女は原告の側にあった。この裁判は同年7月に結審し、未成年の女性アスリートへのドーピングによる身体障害を142ケースにわたって幫助したという罪で、M.エヴァルトとスポーツ医療責任者であったM.ヘプナーは有罪(執行猶予付)となった。2011年、I.ガイペルは東ドイツにおける強制ドーピングシステムの解明などによって表彰(連邦十字勲章)された。

編集委員会

新井 博 (委員長)
掛水 通子

李 燦 雨
榊 原 浩 晃

Editorial Board

ARAI Hiroshi (chief editor)
KAKEMIZU Michiko

LEE Chanwoo
SAKAKIBARA Hiroaki

編集後記

『東北アジア体育・スポーツ史研究』第3号（電子ジャーナル版）は、原著論文2編、研究資料1編の計3編の論文をここに掲載しました。先ず、本誌への論文掲載にあたり、査読にご協力いただいた会員各位・関係者に感謝申し上げる次第です。

今回の編集では、DTPとして学術雑誌の体裁を意識して編集に取り組みましたが、まだ課題も多く残されており今後改善に向けて尽力していきたいと思います。

今回で、東北アジア体育・スポーツ史学会の開催は、日本・韓国・中国・台湾での隔年開催を続けて、12回目を向かえました。年々多くの参加者が増え、発表演題数も多くなってきました。アジアでの体育・スポーツ史の研究や議論が盛んになることは大変喜ばしい事です。本誌は優れた研究を記録しながら、学会の活性化を図る役割を果していきたいと思います。

今回の第3号の論文内容については、日本体育史関係2編、旧東ドイツ体育史関係1編です。日本で最初の大正期の運動体育展覧会を分析して歴史的な意義を明らかにした橋本氏の論文は、社会史・産業史的側面からの分析が大変興味深い内容です。また、戦中の「体錬」について用語の制度上の概念を明らかにしている崎田氏の論文は、この時代であるからこそ用語に込められる精神的な意味を見逃さない優れた感覚を感じる論文です。さらに、旧東ドイツのスポーツ関係者からのインタビューをまとめた寶學氏の論文は、書物からの資料では窺い知れない当事者からの聞き取りしたものであり、詳細なところまで踏み込めない部分は残念ですが、大変迫力のある内容です。

今後、更なる積極的な論文の投稿をお待ちしております。

(新井 博・記)

東北アジア体育・スポーツ史研究 第3号（電子ジャーナル版）

2017年7月31日 編集

2017年7月31日 発行

発行者 大熊 廣 明

発行所 東北アジア体育・スポーツ史学会
編集委員会事務局

〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1-1

福岡教育大学保健体育講座 榊原浩晃研究室内

Tel 0940 (35) 1459 FAX 0940 (35) 1709

(保健体育講座共通)